

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ミャンマー人権報告書 2017 年版

概要

ミャンマーは、国民議会(National Parliament)が大統領を選出する準議員内閣制を敷いており、憲法の複数の規定により、議会の議席4分の1は、軍が任命する現役軍人に与えられる。軍は、国防、内政及び国境問題を担当する各大臣、並びに2名の副大統領のうちの1名を指名する権限も有し、また、大統領が国家緊急事態を宣言した場合は、政府の全部門の支配権を掌握する。2015年、ミャンマーは全国的な議会選挙を実施し、この選挙は、国民の意思を反映した信頼できる選挙であったとして市民に広く受け入れられた。2016年、議会は、国民民主連盟(National League for Democracy)(NLD) 党議員のウー・ティン・チョー(U Htin Kyaw)を大統領に選出し、また、NLD党首アウン・サン・スー・チー(Aung San Suu Kyi)のために、事実上の国家指導者としての同氏の地位を不動にする、国家最高顧問(State Counsellor)の地位を創設した。

憲法に基づくと、文民当局は治安部隊に対する権限を有しておらず、国軍最高司令官・上級大将(Com Commander-in-Chief Senior General)のミン・アウン・フライン(Min Aung Hlaing)が治安部隊に対する実質的な支配権を掌握している。

2017年中、ラカイン(Rakhine)州の少数民族ロヒンギャに対する民族浄化が発生した。同年8月初旬、ラカイン州北部全体に配備されている治安部隊の一部が、強制失踪及び恣意的な逮捕、並びに村民の強制退去などを行ったが、その村民たちの大半がロヒンギャだった。8月25日、アラカン・ロヒンギャ救世軍(Arakan Rohingya Salvation Army)(ARSA)は、ラカイン州北部の治安部隊の施設30カ所への攻撃を計画・実行し、12人の隊員を殺害したことについて、犯行声明を出した。伝えられるところによると、それに対して、増強された治安部隊及び独自に活動する又は治安部隊と協力し合う現地の自警団がロヒンギャの村民に対して、超法規的処刑、失踪、強姦、拷問、恣意的な逮捕、並びに何万もの住宅や宗教施設その他の建物を焼き払う行為等の大規模な残虐行為を行った。これによって、数えきれないほどの人々がラカイン州内で避難しただけではなく、12月の時点で655,000人以上のロヒンギャが隣国のバングラディッシュに避難し、また、他の民族の村民20,000人以上も避難を余儀なくされた。その多くは治安部隊によって退去させられたものだった。

ラカイン州での残虐行為に加え、最も深刻な人権侵害問題には以下のものが挙げられた：恣意的又は不法な殺害；政治的動機に基づく逮捕；他の少数民族居住地域や紛争地帯、特にカチン(Kachin)州及びシャン(Shan)州における、市民に対する当局による人権侵害；刑務所及び労働収容所における継続的な劣悪な状態；ジャーナリストへの脅迫や逮捕を含む、言論、集会及び結社の自由の制限；信教の自由の制限；一部の住民の無国籍状態の継続及び移動の自由への厳しい制限；同性愛行為の犯罪化(ただし法律が執行されることは稀であった)；成人及び子どもの強制労働を含む人身売買。

政府は人権侵害に関与した職員を訴追又は処罰するために若干の措置を講じたものの、かかる行為の大半が、相次いで刑事免責の対象になった。

一部の非国家的集団は、超法規的処刑、成人及び子どもの強制労働及び並びに紛争地帯の民間人を守ろうとしなかったことなどを含め、人権侵害行為を犯した。

第1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a. 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

治安部隊が、恣意的又は不法な殺害を犯したという報告が数多くなされている(第1節g項を参照)。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに留意ください。

治安部隊は、民間人に対して、過度の及び時には致命的な武力を行使した。伝えられるところによると、2017年5月17日、ザガイン(Sagaing)地方のカムティ(Hkamti)郡区で、軍所有のミャンマー・エコノミック・ホールディングス・リミテッド(Myanmar Economic Holdings Limited)社が運営する翡翠鉱山において、警察が、違法に敷地に立ち入った採掘者の集団に対して警告することなく発砲し、4人の採掘者が死亡し、さらに数人が負傷した。

2017年1月、憲法改正を唱える、また、アウン・サン・スー・チーの顧問でもある著名なイスラム教徒弁護士のコー・ニー(Ko Ni)が、ヤンゴン国際空港の外で、キー・リン(Kyi Lin)という名の暗殺者によって銃で撃たれ、殺害された。キー・リンは、それを止めようとしたタクシーの運転手も殺害した。当局はこの事件の捜査を開始し、1人の退役軍人を含む4人が逮捕されたが、首謀者とみられる元軍高官のウィン・カイン(Win Khaing)は逮捕されていないと伝えられる。市民団体グループは、最終的に軍の監督下にある警察が故意に事件の捜査を怠ったと主張した。市民団体グループ及び宗教団体は、コー・ニーの死が、憲法改正及び軍による人権侵害についての説明責任を求めて活動する弁護士たちや、処遇の改善を求めて戦うイスラム教徒に畏縮効果を与えたと指摘した。

ラカイン州では、8月25日のARSAによる同時攻撃の後、伝えられるところによると治安部隊が、場合によっては自警団の支援を受けて、ラカイン州北部全体において、ロヒンギャの村民たちに対して恣意的かつ不法な殺害を実行した。伝えられるところによると、8月30日、トゥラ・トリ(Tula Toli)村(Min Gyiともいう)において、軍の西部軍区に所属する治安部隊が虐殺を行った。ある報告によると、軍が到着する前に逃げなかったロヒンギャの村民のうち男性全てと、一部の女性及び子どもが不法に処刑されたという。軍及び政府は、そのような人権侵害が発生したことを否定し、実行犯に責任を問ういかなる措置も取らなかった。

国連、報道機関、人権団体及びバングラディッシュの国境警備当局は、治安部隊が2017年9月にラカイン州北部のバングラディッシュ国境沿いに地雷を埋めたと報告した。地雷はロヒンギャの難民が帰還するのを妨害するために埋められたという説もある。情報筋によると、少なくとも9名の国内避難民(IDP)が、ラカイン州北部からバングラディッシュに逃げる際に、地雷に由来するものと思われる負傷により死亡したという。

2016年6月にカチン州ミッチーナ(Myitkyina)で、 Gum・セン・アウン(Gum Seng Aung)を誤って殺したと認めた兵士の裁判は、引き続き遅れたままである。2017年中に実質的な進展はなかった。

2017年には、ARSAのメンバーが、政府に協力したという理由で、ラカイン州北部で民間人を殺害したという報告が複数あった。ただし、そのうち2件の報告は、信頼できるものではないようだった。2017年8月1日、政府は、ラカイン州北部で「過激派」が少数民族であるムロ(Mro)族の村民6人を殺害したと発表した。市民団体組織は、ARSAはその村で活動している可能性は低いと報告しており、その殺害事件は、メタンフェタミン(覚醒剤)の密売に関連したものではないかと疑った。9月、政府は8月25日にマウンドー(Maungdaw)郡区でARSAが殺害したと政府の言う45人のヒンズー教徒の共同墓地と言われる場所へのジャーナリストの訪問を企画した。しかし、市民団体組織及び一部の現地の村民たちは、政府のこの主張の裏付けを確認することができず、また、他の村民たちはむしろ否定し、それらの被害者が治安部隊あるいはロヒンギャと無関係の自警団によって殺害されたと示唆した。

内戦に関連して、恣意的且つ不法な殺害も相次いで発生した(第1節g項を参照)。

b. 失踪

治安部隊による失踪が数多く報告された。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

8月25日の攻撃の前の数週間の間、15歳から40歳のロヒンギャの男性を、ARSAとつながりがあるという疑いで、警察が正式な罪状も根拠もなく逮捕したが、拘禁されたそれらの人々の何人かはそれ以来、消息がわからないという報告があった。失踪した親族の居所を尋ねるために警察署に行った家族らは、関連する情報を何一つ得られなかった。8月21日、伝えられるところによると、軍の兵士及び警察官が、マウンドー郡区のTha ManThar村の住民10人を逮捕した。軍は後にそのうち4人を釈放し、残りの6人の家族には、警察はその6人の居所を何も知らないと伝えた。8月25日以降、強制失踪の発生するペースが増していると言われている。軍及び一部の政府高官は、そのような人権侵害が発生したことを否定し、実行犯に責任を問う措置を何ら取らなかった。

内戦に関連して、失踪も発生した(第1節g項を参照)。

c. 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取り扱い又は刑罰

法律は拷問を禁止している；ただし、治安部隊の隊員たちは武力紛争とは関係のない事件で、収監者、被拘禁者、またその他一般市民や無国籍者を拷問し、強姦し、殴打し、その他の方法で虐待したと報告されている。このような事件は、例えばラカイン州及びカチン州で発生した。

伝えられるところによれば、治安部隊は、激しい殴打や食糧、水及び睡眠の剥奪等の、畏縮及び混乱させることを意図する方法を用いて被拘禁者を厳しい尋問に晒した。人権擁護団体は依然として、少数民族の居住地における拷問事件を報告し続けている。当局は概して、事件を捜査するため或いは、犯罪者と疑われている者を処罰するための行動を全く起こさなかった。

ラカイン州北部では、子どもを含めたロヒンギャの村民に対する拷問の報告が数多くあった。これには、家族の面前での殴打、強姦及び殺害も含まれた。ロヒンギャの村民の腹部や頭部を殴打するために、ライフルの銃床が使用されたとされ、また、難民の証言では、軍が、時には少数民族のラカインの仏教徒らと共に、逃げようとするロヒンギャの村民の脚、腕、ろっ骨などを折ったという。

2016年11月のラカイン州北部での浄化作戦の過程で治安部隊のメンバーによって携帯電話で撮影され、2017年1月にYouTubeに投稿された動画には、警察がロヒンギャの民間人を殴打している様子が映されていた。政府は警察の違法行為についての捜査を開始した。伝えられるところによると、警察は、動画に記録されていた虐待について、4名を起訴し、1名の警察官を降格したとのことであるが、捜査の結果に関するいかなる詳細も公表されなかった。

軍及び国境警備隊の隊員による、ロヒンギャの複数の女性及び子ども、そして少なくとも1人の男性に対する強姦が、ラカイン州北部で数多く報告された。文書化された強姦のほとんどが、集団強姦であり、多くが大量強姦だった。性的暴力担当国連特別代表は、ロヒンギャの集団としての絶滅及び排除を狙い、恐怖を与えるために計算された道具として強姦が用いられたと評価した。Chut Pyin(Shopparaともいう)村出身のある女性は、8月26日に5人の兵士によって強姦されたと報告した。その翌日、彼女の村は治安部隊によって焼き払われた。女性の報告によると、兵士たちは、強姦を実行している間、銃で撃つと彼女を脅しながら、わき腹をナイフで刺したという。当局は、これらの疑惑について信用できる捜査を実行しなかった。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所及び労働収容所の状況は、過密状態、品位を傷つける扱い及び、医療、食糧、避難所、衛生などの基本的ニーズの利用機会の不足に起因して、依然として過酷であった。

物理的状況：政府によれば、矯正局(Correctional Department)は、国内およそ43カ所の刑務所及び、正式名称が「農業・家畜飼育職訓練センター」及び「製造センター」という、およそ48カ所の労働

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

収容所を運営している。20,000人を超える受刑者が、国内各地のこうした労働収容書で服役していた。これらの刑務施設において、受刑者はそれぞれの刑期を「重労働」によって短縮する方法を選択することもできる。多くの受刑者は、この形態の方がより望ましいと考えていた。

人権擁護団体と著名な国際的非政府組織(NGO)は、およそ60,000人の受刑者(男性50,000人及び女性10,000人)が刑務所や労働収容所の別々の施設に収容されていると推定している。年少者の被拘禁者の数は数百人と推定されている。過密状態は、多くの刑務所や労働収容所で問題になっていたと伝えられている。一部の刑務所では、公判前被拘禁者が既に有罪判決を受けている受刑者と一緒に収容されていた。当局は、一部の政治犯を一般犯罪の受刑者と分離して収容していたが、土地の権利に関連する問題で当局が逮捕した政治犯は、概して、一般犯罪の受刑者と一緒に収容されていた。

医療用品や寝具類は十分でないことが多かった。寝具類は、マット1枚、木製の台、或いはコンクリートの床に敷いたラミネート加工のプラスチックシートだけの時もあった。受刑者は常に飲用水を利用できるわけではなかった。多くの場合、家族は医薬品や基本的な生活必需品を差し入れ、刑務所から受刑者に配給される物品を補った。収監者は、清浄水、囚人服、平皿、コップ、台所用品など基本的な生活必需品を得るために、刑務所長に金銭を支払ったと伝えられている。

被拘禁者は、適切で時宜にかなった医療を受けることができなかった。収監者は、非衛生的な環境及び腐敗した食物に起因して発症するマラリア、心臓病、高血圧、結核、皮膚病、胃腸病等の健康問題に悩まされた。伝えられるところによれば、HIV/AIDSその他の性感染症の罹患率は依然として高かった。また、元受刑者は、手入れが悪く、風雨や気温の寒暖に対し無防備で、ネズミ、ヘビ及びカビなどが繁殖する物理的構造にも不満を訴えていた。

刑務所の状況及び、適切で時宜にかなった医療を受けることができない状況に関連して生じる健康問題が原因で収容中に死亡する事案が報告されている。

ラカイン州の刑務所は、その中でも最悪の状況にあったと伝えられている。刑務所や刑務所以外の収容所に恣意的に拘禁されたロヒンギヤの数百人(ある報道機関の報告によると10歳という幼い子どもも含まれる)が適正手続きを拒絶され、ラカイン州刑務所の刑務官や治安職員から拷問と人権侵害を受けた報告が複数あった。

運営：一部の刑務所においては、表向きはスペースの制約と治安上の懸念という理由から、収監者は宗教作法を完全に遵守することを認められなかった。例えば、収監されていた修道僧の報告によると、当局は修道僧が仏教徒の聖日を祝うこと、僧衣を身にまとうこと、剃髪すること、修道院の作法に則った予定に合わせて食事を取ることを認めなかった。また、当局は、治安上の考慮事項を引き合いに出して、イスラム教徒の収監者が金曜礼拝やラマダンで行っているようにグループで祈りをささげることを認めなかった。収監者も被拘禁者も検閲又は報復を受けることなく、司法当局に苦情を申し立てることができることもあった。赤十字国際委員会(International Committee of the Red Cross)(ICRC)は関連する当局に、不適切な状況の訴えについて念を押した。

独立的監視：ICRCは自由に刑務所、収監者及び労働収容所に接触できたものの、軍拘禁施設や刑務所以外の拘置所に立ち入ることはできなかった。ICRCは、刑務所当局との極秘の二者間対話を通じてその調査結果を報告した。これらの報告書は公開されておらず、また、他のいかなる当事者とも共有されていない。

d. 恣意的な逮捕又は勾留

法律は、恣意的な逮捕を特に禁止していないが、24時間を超える拘禁については裁判所の許可を得ることを義務付けている。政府は引き続き、しばしば少数民族及び宗教上の少数派の居住地域にお

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

いて、恣意的に誰かを逮捕するために非合法結社法(Unlawful Associations Act)を利用した。

受刑者が当初の刑期を終えた後に当局が刑期を延長することは法律で認められている。法律は、当局が国家主権と国家安全保障又は公衆の平和と安寧を脅かす行為を行っている若しくは行う可能性がある者と確信する者であれば誰でも起訴あるいは裁判せずに拘禁を命じることを認めている。文民政権及び軍は、活動家、学生リーダー、農場経営者、ジャーナリスト、政党職員及び人権擁護者を拘禁するため、引き続きこれらの法律を広義に解釈し、利用した。

政府は概して、被拘禁者に対して、2週間の裁判前拘禁期間の前に、裁判所で拘禁の法的根拠に疑問を提示することを認めなかった。

警察及び治安組織の役割

憲法に従い軍の最高司令官によって指名される現役の軍司令官が大臣を務める内務省(Ministry of Home Affairs)が、ミャンマー警察部隊(Myanmar Police Force)(MPF)を監督する。MPFは主として、法執行と治安維持の任務を担うが、軍保安局長事務所(Office of the Chief of Military Security Affairs)(OCMSA)も、特に、紛争地域における法と秩序の維持に重要な役割を果たしている。したがって、国内治安についての権限の境界が曖昧な場合がある。例えば、8月に始まったラカイン州での作戦では、軍の司令官らが全体的な治安対策に対する主な実権を握り、警察部隊と同様に内務省の管轄下にある国境警備隊警察(Border Guard Police)に対して作戦上、大幅な影響力を及ぼしていたようだった。

伝えられるところによると、8月から始まって、国境警備隊警察は、単独での措置としてあるいは軍と共同して、ラカイン州北部のロヒンギャの村民に対して残虐行為を行ったという。地域警察はロヒンギャの被害者を守ることができなかったか、あるいはそのつもりがなかった。ただし、伝えられるところによると、他の民族集団及びその財産に対しては保護を提供したという。

紛争地域及び一部の停戦地域では、治安部隊は、身体的虐待及び生計手段に対する脅迫を通じて、依然として民間人に恐怖を与えている。そのような人権侵害に対する軍の捜査結果についての情報は公開されず、治安部隊は概ね、その行為に刑事免責を付与されたようである。治安部隊による人権侵害を捜査する法的メカニズムは存在するが、めったに利用されることはなく、概して、効果がないとみなされていた。

紛争地域及び停戦地域外では、MPFが国内治安に責任を負う主要な機関である。MPFは引き続き文民政権活動能力の開発に一定の進捗を見せたが、深刻なリソース不足及び軍との密接な関係が、効果的な警察活動にとっての重大な課題を突き付けた。MPFの捜査能力は一般に未熟であった。ただし、一部のMPF司令官らは、国際社会の支援を活用して麻薬、人身売買及び金融犯罪などの重大犯罪を捜査する特別ユニットの能力を改善するという利益を認めた。いくつかの組織によれば、これまで住民の生活に及んでいた治安部隊の広範囲に及ぶ脅威の影響力は、新政府の下で大幅に縮小したということであるが、他の組織によると、2017年には、警察の観察や監視が増加したとのことだった。

逮捕手続き及び勾留中の取り扱い

法律は一般に搜索及び逮捕に当たって令状の提示を義務付けているが、伝えられるところによれば、軍保安局長事務所(Office of the Chief of Military Security Affairs)(OCMSA)の職員も警察も意のままに搜索を実施し、逮捕を行ったということである。

死刑事件を除き、法律は被拘禁者に対し、弁護士に相談する権利或いは、被拘禁者が貧困者である

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに留意ください。

場合、国が指名する弁護士を抱える権利を認めていない。政府は、2017年5月に法律扶助に関する法律を改正し、市民が国際基準に基づいた公正かつ平等な法律補助を利用できるように定め、また、法律扶助担当者が独立して、また法的保護を得て業務を遂行できるよう保証した。

保釈制度は機能しているが、賄賂は保釈に代わる一般的な手段であった。保釈は一般に刑事事件に適用されるが、保釈が認められるまでに被告は頻りに数多くの裁判前審問に出席するよう求められた。政府は時として被拘禁者を外部との連絡ができない状態で勾留し、直ちに弁護士に相談するという被拘禁者の権利を認めなかった。

恣意的な逮捕：恣意的な逮捕についての報告がなされている。2016年12月、軍は、カチンバプテスト連盟(Kachin Baptist Convention)の2人の会員、ドゥンドー・ナウン・ラッ(Dumdaw Nawng Lat)及びランジョー・ガン・セン(Langjaw Gam Seng)を、シャン州のモン・コー(Mong Ko)で勾留した；しかし、軍は2人を勾留したことを2017年1月まで認めなかった。軍は、モン・コーで軍が爆破した疑いのある教会を訪れるジャーナリストのグループをこの2人が手助けをした後に、2人を勾留した。軍は、外部との連絡を絶った状態で2人を1か月間勾留した後、カチン独立軍(Kachin Independence Army)(KIA)を支援したと2人を非難し、非合法結社法第17条(1)に基づき2人を起訴した。同法は、少数民族集団の人々を恣意的に逮捕するために長年利用されてきたものである。2017年3月、紛争の中で軍が民間人を爆撃した疑いがあると、国際的報道機関に2人が語ったインタビューに基づき、名誉毀損の罪を追加した。10月27日、当局は、ドゥンドー・ナウン・ラッに4年3か月、ランジョー・ガン・センに2年3か月の懲役刑を言い渡した。

2017年8月、当局は元児童兵士のアウン・コー・ウウエ(Aung Ko Htway)を、国際的報道機関に対して元児童兵士としての経験を詳細に語った8月10日のインタビューの後に、軍に対する名誉毀損で逮捕した。アウン・コー・ウウエは、インsein(Insein)刑務所に勾留された後、10月2日に保釈を却下された。2017年末の時点で、彼の裁判は継続していた。

2017年10月、2016年にラカイン州における強制労働と人間の盾の使用で軍を非難する声明を出した、アラカン解放党(Arakan Liberation Party)(ALP)の副広報官 ウー・カイン・チョー・トゥン(U Khaing Kyo Htun)は、有罪判決を受け、18か月の懲役刑を命じられた。既に勾留されて15か月が経過していたため、残りは3か月であった。

裁判前の拘留：法律により、容疑者は、出廷させられることなく、或いは起訴内容を知らされることなく、裁判前に(2週間の延長可能性を伴う)2週間の未決拘禁状態で拘束される可能性がある。複数の弁護士の指摘によると、警察は日常的に、罪状を明らかにすることなく容疑者を法的に認められる期間にわたって拘留し、その後、途中で出廷させることによって、2週間毎の裁判前拘留を繰り返した。裁判官と警察は結託して拘留期間を延長することがあった。弁護士によると、恣意的な且つ長期にわたる未決拘禁が行われるのは、長期に及ぶ訴訟手続き、多数の被拘禁者、司法の非効率性、腐敗の蔓延及び、職員不足に起因している。裁判前及び裁判中の拘留期間は、時には、有罪判決を受けて言い渡される懲役期間と同じ又はそれ以上の場合があった。

恩赦：2017年5月24日、ティン・チョー大統領は恩赦を発表し、政府は259人の囚人を解放した。これには、ミャンマー政治囚支援協会(Assistance Association for Political Prisoners -Burma)が政治囚とみなす64人が含まれていた。解放された人々の中には、イスラム教徒で異教間活動家のゾー・ゾー・ラッ(Zaw Zaw Latt)及び プイン・ピュー・ラッ(Pwint Phyu Latt)、フェイスブック上で軍を批判したフラ・フォン(Hla Phone)、また、存在していないと思われる「ミャンマー・ムスリム・アーミー(Myanmar Muslim Army)」の一員であるとして、現在は撤廃されている緊急事態準備法(Emergency Provisions Act)に基づき2014年に逮捕された12人のうちの8人が含まれていた。

e. 公正な公判の否定

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

法律は司法の独立性を求めているものの、政府が政治的な目的のために裁判所を操作することを認める法の規定があり、それらの規定が用いられて、特に言論の自由に関して、市民は正式な手続きや公正な公判を受ける権利を奪われることがあった。司法制度における組織化された腐敗は問題であり、司法機関は軍及び政府の事実上の支配下に置かれることがあるようだった。市民団体組織の調査によると、違法な金銭の支払いは、警察に留置されている被拘禁者との面会など日常的な事柄から訴訟事案の判決の工作に至るまで法的手続きの全ての段階で、かつ、全ての階層の職員に対して行われていた。連邦最高裁判所事務局(Office of the Supreme Court of the Union)は、2016年、裁判官及び裁判所職員に対して取られた懲戒処分に関する年次報告書を発表した。汚職を理由に裁判官が訴追されることはなかったが、25人の郡区裁判所判事及び、23人の地方裁判所判事に対して、警告が出された。

裁判手続き

法律は、公正な裁判を受ける権利を規定しているが、例外も広範に認めているため、政府は事実上、意のままにこれらの権利に違反することが認められている。通常の刑事事件の場合、裁判所は、独立した司法に対する権利、国民の司法の利用機会及び抗弁及び控訴の権利等の、適正手続きに関する複数の基本的な権利を概ね尊重した。被告は、次に掲げる権利を享受していない。推定無罪の権利、罪状について直ちにかつ詳細に通知される権利、出廷する権利、無償の通訳の権利又は、死刑裁判を除き、自らが選択した弁護士と相談する権利又は国費で国が指名した弁護士を抱える権利。刑事事件の被告側弁護士は、弁護を準備するために十分な時間と施設を求める権利はないものの、公判の準備に15日間の猶予を与えられるのが一般的であった。被告は、判決を上訴する権利を有するが、大半の上訴裁判においては、原判決が支持された。法律のいかなる条項も、被告が強制されて行った証言又は自白を裁判所で使用することを認めていないが、伝えられるところによれば、当局はそのいずれも行っていた。被告に対して刑の軽減を約束して有罪を申し立てることを強要したという報告が複数あった。

通常の刑事事件は一般公開されているが、実際には、事件に直接関係のない一般市民は法廷に入ることができなかった。証人と対決し、証拠を提示する権利は認められていないが、被告側弁護士は、証人を呼び、反対尋問を行うことができる時もあった。民主化運動活動家は一般に、弁護士を抱えることができるように見えたが、被告が弁護士と接触できる機会は十分でない場合が多かった。家族成員が当局から個人の逮捕について適時に通知されず、その個人の所在を伝えられず且つ、適時に収監者と面会する権利を頻繁に否定されたという報告がなされている。現地の市民社会団体は、市民が概して自己の権利を認識しておらず、市民のニーズに応えるだけの十分な数の弁護士がいないと指摘した。

政府は、法律の下に刑期を延長する能力を保持していた。内務相は、一方的に2カ月ずつ6回にわたって、すなわち最長1年間まで刑期を延長する権限を有している。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

2017年に、政府は引き続き、ジャーナリスト、活動家、また政府や軍を批判する者らを拘留及び逮捕した。複数の市民社会団体によると、2017年10月現在で、有罪判決を受けた政治囚が45人、裁判前の拘留中である政治囚が49人、政治的な罪状で裁判を受ける前の保釈中の個人が127人いた。これらの団体の定義における「政治囚」には、暴力行為を行った可能性のある者が含まれ、また、表現及び宗教の自由に関連する罪は除かれている。この数字には、その多くが政治囚という定義を満たす可能性が高いラカイン州の被拘禁者及び囚人は含まれていなかったが、その数は数百人に上ると推定されている。

釈放された政治囚の多くは、釈放後に厳しい監視と制限を受けた。この中には、収監前に彼らが行っ

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ていた調査の再開不能、渡航文書の確保又は、身元若しくは土地の所有権に関するその他の書類の取得の禁止などが含まれていた。刑法に基づき、釈放された政治囚は、何らかの理由で再逮捕された場合、原刑期の残存期間を務めなければならない恐れがあった。

民事上の訴訟手続き及び救済方法

人権侵害に対する民事救済措置に関する特別の制度又はそのような救済措置を定めた法律は一切ないものの、苦情申立人は刑法の条項及び民事訴訟法を利用して、民事救済措置を求めることができる。個人も組織も、地域の人権擁護団体に判決の逆転を訴えることはできない。

財産回復

憲法に基づき、全ての土地の所有者は国家であるが、法律は、私人が土地の保有権を登録し、売却することを認めている。2017年は、当局及び民間部門の団体が土地の乗っ取りを行い、過去の乗っ取りについての回復が非常に限定的だった。

2016年の土地利用政策では、小自作農、コミュニティ、民族、女性及びその他の脆弱な集団の正当な土地保有権の許可、保護及び登記を強調している。この政策には、正規に法的許可を受けなかった慣習的保有権の許可、保護及び最終的な登記も組み込まれている。政府は法律により、未使用の土地を宣言し、当該地を外国人投資家に譲渡する又は他の用途向けに指定することができる。いずれの法律の下でも、土地保有権又は土地没収の決定に係る司法審査は定められておらず、中央政府の政治的支配を受ける行政機関が土地の利用及び登記に関する最終決定を行う。市民団体グループは、法律が伝統的な集団的土地所有や移動耕作制度における権利を認識していないという懸念を提起している。集団的土地所有や移動耕作制度は、特に少数民族集団が居住する地域において広く見られる。政府による私有地の収用には依然として、1894年の土地収用法(Land Acquisition Law)が適用された。同法は、政府が公益のために土地を収用する際の補償金について定めている。市民団体グループは、公正な市場補償金の弁済を規定するための保護措置が同法には欠けていると批判した。

研究者たちは、農地法及び更地・休閑地・未開墾地法(Vacant, Fallow, and Virgin Land Law)を含め、土地に係る諸法によって、手続き面で十分な保護を与えることなく土地を没収する行為が助長されると懸念を提起している。カチン州(Kachin)、モン州(Mon)、カレン州(Kayin)及びシャン州(Shan)の民族集団が支配する地域における、法的枠組み及び伝統的な土地保有形態の併用は、土地法に基づく正式な法的許可が発生しない可能性がある。

議会の土地取得調査委員会(Land Acquisition Investigation Commission)は、没収されたが未使用の数千エーカーの土地を返還するか、政府から土地を収用された農家に補償を施すかのいずれかを薦める2013年報告書の勧告を実施及び執行する権限を与えられず、メディア情報筋は没収された土地の返還がほとんど進展していないと報道した。法律は、取得してから4年以内に生産的に利用されない土地は返還することを義務付けているものの、市民社会団体は軍によって収奪された土地がそれよりはるかに長い期間にわたって未使用のまま放置されていると報告した。

軍が大臣を指名するいくつかの省の1つである内務省の総務局が、土地の返還を監督する。2017年には、以前に没収された土地が農家に返還されたケースが少なくとも4件あった。旧軍事政権の下で、ミャンマー石油ガス公社(Myanmar Oil and Gas Enterprise)、ミャンマー港湾公社(Myanmar Ports Authority)及び軍等による没収を含め、適正手続きを踏まず土地を没収された農場経営者や農村部コミュニティの多くが、十分な補償を受けられなかった。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

私生活及び家宅及び財産の安全は、法律で保護されているが、監視団体らによると、これらの保護はほとんど実行されなかった。

法律は文書での通信又はその他の通信における国民のプライバシーを保護しておらず、活動家らの報告では、当局は、市民社会団体の活動に対する監視を拡大したとのことであった。2017年3月31日から開始して、政府は、全てのSIMカードの登録を要求し、その結果、未登録のSIMカード600万枚をブロックした。携帯電話の利用者は、SIMカードを登録するために、自らの氏名、身分証明書の写し、生年月日、住所、性別及び国籍を提出しなければならない。

複数の活動家の報告によると、政府は組織的に市民の移動を監視するとともに、政治的に活発な人々の活動を監視したとのことであるが、一方で、そのようなプライバシー侵害を経験しなかったと報告する者もいた。伝えられるところによると、政府は、一部の状況において、警察特別部(Special Branch police)、公式の情報網及びその他の行政手続きを利用してこの監視活動を行った(第2節d項を参照)。

1998年の最高裁判所命令は、司法職員がミャンマーの女性と外国人の男性との間の結婚に関する申立書を受け入れる又はその結婚を主宰することを禁じている。この命令は散発的に執行された。

ラカイン州では、地元当局は、ロヒンギャの家族が2人を超える子どもを持つことを禁じた。ただし、この禁止規定の強制には一貫性がなかった。また同様に、ラカイン州で地元当局は、少数民族ロヒンギャの人々が正式に結婚するためには許可を得ることを義務付けている。この措置は他の民族には義務付けられていない。申請してから許可が下りるまでの期間は1年を超えることがあり、通常は賄賂が要求された。複数の人権擁護団体によれば、2016年4月、ブティダウン(Buthidaung)郡区の国境警備隊警察は、ロヒンギャのコミュニティの住民が婚姻許可を取得するための追加要件を詳しく説明する新たな指示を、村の行政官に公布した。新たに義務化された書類には、当該夫婦が法定婚姻年齢であることを示す県の出入国当局の書状、当該夫婦に刑事犯罪歴がないことを示す警察署長の書状、当該夫婦が伝染病に罹患していないことを保証するヘルス・アシスタントの書状及び、当該個人が独身で結婚していないこと及び、以前の婚姻関係が3年以上前に解消されていることを確認する村の行政官の書状などがあった。許可なく結婚すれば、男性が「詐欺的に」女性と結婚することを禁じる刑法の下に、ロヒンギャの男性は起訴され且つ、禁固刑又は罰金刑を科される可能性がある。

g. 国内の紛争での虐待行為

武力紛争の範囲外における、ラカイン州での人権侵害に関しては、本報告書の全編にわたり、他のセクションで記載されている。

過度の武力行使及び長期化する国内での武力紛争に関連する他の人権侵害を伴う事件が国内各地で発生したが、かなりのばらつきが見られた。チン州及び南東部の多くでは、少数民族地域での民間人に対する広範囲且つ組織的な暴力的人権侵害は引き続き減少した。これは主に、民族武装集団間で交わされた二者間停戦協定による。上記の地域は、2015年に8つの民族武装集団が締結した、全国停戦協定(Nationwide Ceasefire Agreement)(NCA)の対象範囲でもあった。カチン州及びシャン州の一部では、NCAに加盟した集団、加盟しなかった集団及び政府軍との衝突が相次いで発生し、政府軍及び民族武装集団の両方から民間人が人権侵害を受けたとする信憑性のある申し立てが複数あった。衝突の大半はシャン州及びカチン州北部で発生したものだ。ラカイン州中部及び北部、並びにチン州南部では、アラカン軍(Arakan Army)と軍との衝突が散発的に続き、8月初旬には、アラカン軍がアラカン解放党(ALP)と衝突した。シャン州では、軍がタアン民族解放軍(Ta'ang National Liberation Army)(TNLA)及びシャン州復興評議会(Restoration Council of Shan State)(RCSS)と衝突した(後者はNCAに加盟した集団ではあったが)。RCSSとTNLA間の戦闘も続いた。両集団及び政府軍は、

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに留意ください。

敵兵とみなした個人を拉致し、拷問し、殺害した他、複数の村落を焼き払った。

カチン州とシャン州においては、政府軍と民族武装集団との間で武力衝突が繰り返されている状況で、数千人の人々が国内避難を余儀なくされており、これらの地域で紛争の被害を受けているコミュニティの長期的な避難をさらに悪化させている。軍は、避難民の多くが居住する、民族武装集団の支配下にある区域への人道支援組織の立ち入りを禁じ、また、NGOの報告によると、軍は時折、IDP収容所に向けて発砲した。

2017年12月中旬、軍はカチン州ライザ(Laiza)のKIA(カチン独立軍)の本拠地周辺を含め、州内の複数のKIA基地に対する空爆を開始した。この戦闘で少なくとも1人の民間人が殺されたと伝えられ、また、多くのIDPが避難を余儀なくされた。

2017年12月24日、軍は、ライザ周辺で重砲を発射し、これがIDP収容所に着弾、女性が1名負傷した。

軍は、民族武装集団の影響力が大きい地域の多くに引き続き部隊を駐屯させ、ほぼ全ての都市、町及び高速道路を支配下に置いた。政府軍兵士及び民族武装集団による広範な虐待についての報告が続いていた。この中には、殺害、殴打、拷問、強制労働、強制移住及び児童兵士の使用などが含まれている。軍はまた、シャン州、カチン州及びラカイン州の民族集団の住民に対する強姦についても非難された。上記の人権侵害や犯罪は依然として、刑事免責の対象になった。

殺害：軍将校は、紛争地域の市民を殺害し、拷問し、その他の方法で激しく虐待を加え、しかも、公式な取調べを受けることも責任を問われることもなかったと伝えられている。民族武装集団が政府軍を攻撃した後は、政府軍が民間人に対して、厳しい集団的処罰を行ったと報告された。空爆を含む、軍による無差別な武力行使は、民間人の命も奪う結果になった。一部の民族武装集団、特に、RCSS及びTNLAは、敵対する武装集団の一員の疑いがある民間人を何人も殺害したということである。政府軍と民族武装集団間の衝突は、シャン州北部及び南部では2017年を通じて定期的に発生した。

2017年5月25日、歩兵大隊319隊の兵士たちが、カチン州のマンシ(Mansi)郡区にあるMai Hkwangローマ教会IDP収容所のNhkum Gam Awng, マラン・ブラン・セング(Maran Brang Seng)及びLabya Naw Hkumを殺害した。収容所の職員によると、兵士たちは3人が薪を集めている時に逮捕したという。NGOの報告によると、5月28日、3人の遺体が埋められているのを村民が発見したという。9月15日、軍はこの殺害に関与した6人の兵士たちの裁判に立ち会うよう村民たちを招いた。伝えられるところによると、5人の兵士が有罪を申し立てたが、歩兵大隊の隊長は、無罪を申し立てたという。2017年末現在で、判決及び刑の言い渡しは行われていなかった。

2017年8月9日、カチン州のナムティ(Namti)近くの前哨基地付近における、Hpaulap Naw LatとLabang Naw Bawkの切断された遺体の写真がソーシャルメディアに投稿された。2人の家族は現地の軍関係者に連絡したが、この関係者は、2人が地雷を埋めようとした時に死んだと答えた。軍は、この2人をKIAのメンバーであると非難した。しかし、地元の村民たちの報告では、2人は魚を獲る時に用いるために地雷を拾ったのだという。複数の村民が、8月8日に軍関係者がナムティ近くで2人の男性を勾留したのを目撃したことを報告した。目撃者は8月9日に爆発の音を聞いたという。当局は、軍が2人の遺体を埋葬する前に家族が遺体と対面することを認めなかったと伝えられている。警察はこの件について捜査を行わなかった。

誘拐：政府軍兵士が紛争地域で村民を誘拐したという報告が複数あった。シャン州では、人権団体の報告によると、2017年7月18日、RCSSとの軍事衝突の後、村への報復として、軍が7人の村民を拘留したとのことであるが、これには7歳の少年が含まれていた。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

身体的虐待、刑罰及び拷問：NGOの報告には、カチン州及びシャン州の民族武装集団との協力が疑われた又はそれを支持したとみなされた民間人の軍による拷問及び殴打が文書で記録されていた。相次ぐ報告によれば、KIA(カチン独立軍)による強制労働及び強制徴兵も発生した。

著名な複数の市民社会団体の報告によれば、政府軍兵士は、少数民族が暮らす州の女性及び女兒に対して性的暴力犯罪を何度も行った。

軍は、軍の荷役として仕えるよう民間人に強要するのを阻止するための措置を相次いで講じたが、シャン州北部、ラカイン州及びカチン州等の紛争発生地域で、軍が補給品の運搬又は、他の支援役を果たすことを民間人に強要した非公式の報告が相次いで発生した。

国内及び国境沿いで活動する市民、武装集団及びNGOは、軍と武装集団が地雷を利用し続けていると報告した。政府と民族武装集団は共同地雷撤去措置を協議し続けているが、この協議は実際の共同地雷撤去活動にはつながっていない。軍はシャン州の南東部及び北部において、単独で限られた地雷撤去作戦を行い、発見された簡易爆発装置及び不発弾の撤去を実施したが、数は少なかった。

社会福祉局(Department of Social Welfare)(DSW)及びユニセフ(UNICEF)は、国レベル及び4つの州(カチン州、カヤ州、カレン州及びシャン州)レベルの地雷リスク作業部会(Mine Risk Working Group)(MRWG)で引き続き共同議長を務めた。カレン州では、MRWGにはDSW、国レベルのMRWG、軍、及びカレン民族同盟(Karen National Union)(KNU)、民主カレン慈善軍(Democratic Karen Benevolent Army)及びカレン民族解放軍平和協議会(Karen National Liberation Army-Peace Council)を含む民族武装集団からの代表者が参加した。2017年3月、DSWは軍技術局(Directorate of Military Engineers)及び地雷撤去を推進する6つのNGOとの会合を企画し、国際コミュニティからの地雷撤去活動の支援を協議するよう促した。

MRWGは、地雷リスク教育、被害者支援、情報管理システム及び擁護活動を調整した。MRWGのメンバーは、地雷や不発戦争残存物による事故及び犠牲者を監視及び文書化した。2017年9月現在、ユニセフは38人の子どもを含む124人の犠牲者を報告している。数多くの事故が、カチン、シャン及びラカイン州での継続する紛争のため報告されていない。

児童兵士：児童兵士の徴用を終息し、軍務に就く児童兵士を復員及び社会復帰させる意図で政府と国連が協力して策定した2012年の共同行動計画の実施の進展は限定されたものだった。国連は、実施の進展は2017年5月以来、失速していると報告し、軍及びその仲介者は引き続き、ヤンゴンやマンダレーなどの大都市から児童兵士を徴用した。子どもに対する重大な人権侵害を監視及び報告するための正式なメカニズムである、国連監視及び報告国別タスクフォース(Country Task Force on Monitoring and Reporting)(CTFMR)は、国連と政府の間の覚書により求められる通り、政府との作業を続けた。CTFMRは四半期毎に会合を開き、四半期毎に報告書を安全保障理事会に提出した。直近の会合は2017年12月15日のものだった。2017年に、CTFMRは児童兵士徴用の苦情を15件受け取った。通常の検証手順は、確認するために最長で6か月かかる場合があり、15件のうち検証が完了したものはまだ1件もなかった。CTFMRの監視は一部制限されていたが、それは、紛争の影響を受ける地域への国連のアクセスが制限されていたためである。2017年、政府は軍の階級で身元が確認された児童兵士49人を開放した。軍は、CTFMRが軍に報告した事案に加え、未成年者事案疑惑を引き続き特定した。CTFMRは、上記の報告を、ホットライン、強制労働苦情処理制度及び、コミュニティネットワークから受けた。CTFMRの正規のプロセスを介さず、軍務から脱走した子ども又は市民団体組織を通じて復員した子どもは、軍が事案を調査する期間に、脱走の嫌疑で相次いで逮捕及び収監された。以前、CTFMRの正規のプロセスを通して復員した子どもの何人かは、法定年齢に達した後、軍によって再徴用されていた。

防衛省は、児童兵士を徴用した軍関係者を捜査及び処罰する努力を行った。2017年、軍は過去の児

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに留意ください。

童兵士徴用について19人の将校を処罰した。国連の専門家は、高位の軍関係者が関与しているにもかかわらず、下級兵士だけが責任を問われていると指摘した。

軍は、大隊レベルにおける全ての徴兵行為の禁止令を引き続き執行し、児童兵士の徴用及び使用に加担した理由で、軍当局者及び下士官に相次いで制裁措置を講じた。軍は、民間部門での機会を得られるような児童兵士のための社会復帰プログラム策定を支援するために、ミャンマー商工会議所連盟(Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce)との協力を開始したが、元児童兵士は概して有意な社会復帰支援を受けていなかった。軍がCTFMRに提供した情報には、所定の報告義務措置が子どもの徴用及び使用に関する各事案に結びついたものもあり、これによって、軍の報告義務措置の検証が可能になった。軍はこの報告書を公表しなかった。

国連の報告によると、政府はこの行動計画に基づくコミットメント、すなわち、合意された手続きの遵守状況を国連監視団が検査することを認める、児童の徴用を中止する、また、武力紛争に動員されている者の確認と復員のプロセスを実施するという誓約を引き続き守っていた。しかし国連監視団は、アクセスが不十分であることを不満とした。渡航許可は申請が提出されてから3~4カ月後まで付与されないことが多く、それによって、国連が苦情を有効に調査する能力に混乱をきたした。国連監視団はまた、紛争地域へのアクセスが概して許可されなかったことも指摘した。

社会福祉・救済再復興省(Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement)(MSWRR)、ユニセフ及びその他のパートナーは、解放された子どもに社会扶助及び社会復帰へのサポートを提供した。

軍関係者はCTFMRと協力して、国際人道法について、新兵募集担当将校及び階級が大尉までの兵士を含む軍将校を相次いで訓練した。ユニセフは国内4カ所の新兵募集センターに配属された職員を訓練し、新兵募集の段階で入隊を拒否された児童兵候補者の数が増加したと報告した。

民族武装集団は、強制徴用と児童兵士を利用し続け、児童兵士の解放に身代金を要求することもあったと伝えられている。人権団体の報告では、児童兵士の徴募及び使用で知られる民族武装集団には、KIA、民主カレン慈善軍(Democratic Karen Benevolent Army)、カレン民族解放軍(Karen National Liberation Army)、カレン民族解放軍平和協議会(Karen National Liberation Army-Peace Council)、カレンニー軍(Karenni Army)、シャン州軍南部(Shan State Army South)及びワ州連合軍(United Wa State Army)などがあつた。政府は、民族武装集団が、児童兵士の徴用を停止し既に軍務に就く児童兵士を復員及び社会復帰させるための国連との共同行動計画を締結することを妨害し続けた。

以下のURLで公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書(Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

紛争に関連するその他の人権侵害：政府は、ラカイン州、カチン州及びシャン州の紛争の被害を受けた地域への、救援物資の搬入許可及び国際人道機関の立ち入りを制限した。政府は、NGO職員の安全を軍が保障できない又は人道支援は民族武装集団を潤すものだと主張して、国連や国際NGOが紛争地域に立ち入ることを日常的に拒否した。場合によって、政府部隊が紛争地域の支配権を取り戻していくにつれて徐々に立ち入りを認めていくこともあつた。国内を拠点とする組織は一般に、主としてラカイン州北部では、政府支配下地域外にいる46,000人の国内避難民(IDP)に近づくことができるが多かったが、一方で、軍は、これらの地域での軍のプレゼンス及び支配が高まるにつれて、現地団体の立ち入りを制限することが増えた。2017年末現在、政府は、カチン州の政府の支配下外の地域への国連及び国際団体による人道支援の提供を許可していなかった。紛争によって強制避難を続ける国民は、カチン州及びシャン州では98,000人を超えた。一部の事例においては、自宅から強制退去させられた村人が、地雷が多数埋められていることが多い地域内の森林の中へ逃げ込み、十分な食糧もなく、安全も確保されず、あるいは基本的な医療も受けられない状態にあつた(第2節d項を参照)。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに留意ください。

2017年6月5日、軍はカチン州のタナイ(Tanai)郡区に、6月15日から開始する「浄化作戦(clearance operations)を知らせるリーフレットを散布した。リーフレットには、6月15日までに立ち退かない住人を、軍はKIAの協力者とみなし、戦闘員として扱うという警告が書かれていた。1,000人を超える村民たちがこの地域から脱出し、近隣の村の教会や寺院に避難した。現地のNGOの報告では、これらのIDPへの人道支援のためのアクセスに制限があったとのことである。

2017年8月11日、軍は、カチン州のカスング(Kasung)村を襲撃し、砲弾を撃ち込んだ。伝えられるところによると、2つの教会が破壊され、1,000人を超える住民が近くのナムティ村に逃げ込んだ。砲撃によってローマカトリック教の教会1軒が深刻な被害を受け、またバプテスト派の教会1軒と住宅数軒が部分的に破壊された。また、軍関係者がローマカトリック教会で強奪を行ったという報告が複数あった。8月17日、現地NGOの報告によると、軍は人道支援団体からの支援物資の配達を妨げた。8月23日、軍及びKIAは撤退し、村民たちは自宅に戻ることができた。

3人のジャーナリスト(民間放送局DVB(Democratic Voice of Burma)(民主ビルマの声)のAye Naing 及び Pyae Phone Aung, 英字新聞のエーヤワディ(Irrawaddy)のLawi Weng)が、TNLAによって行われた公開儀式を取材した後、2017年6月26日に逮捕され、植民地時代の非合法結社法第17条(1)に基づき起訴された。保釈は繰り返し拒否された。2017年9月1日、軍は、Aya Naing, Pyae Phone Aung及びLaw Wengを含め、第17条(1)及び66条(d)に基づき勾留していた現地ジャーナリスト6名に対する起訴を取り下げた。

民間人を戦闘員の盾に利用した報告がいくつかあった。

第2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a. 言論及び報道の自由

憲法は、「全ての国民は、その信条と見解を自由に表現し、発表する行為において自由であるものとする」と規定しているが、これらの権利を行使するに当たっては、「国家安全保障、法と秩序の支配、地域社会の平和と安寧又は社会的秩序と道徳規範を目的として制定された諸法律に反してはならない」という広範かつ曖昧な警告文言が含まれている。ジャーナリストに対する脅迫及びジャーナリストの逮捕は増加した。

言論及び表現の自由：当局は、宗教を誹謗したり、政府、軍及び超国家主義の仏教徒団体に批判的な政治的見解を表明したりした民間人を、概して、名誉毀損、無許可の抗議活動を行った又は国家安全保障法に違反した嫌疑で逮捕し、拘禁し、有罪判決を下し、収監した。2017年は、言論及び表現の自由について2016年に比べて、より制約を受けた。これには、以前用いられていた刑罰よりも厳しい刑罰を規定する法律を含め、さまざまな法律を用いてジャーナリストが拘留された件数の増加が含まれる。

電気通信法(Telecommunications Law)に基づく名誉毀損罪、第66条(d)として知られる規定は、表現及び弁論の自由を制限するために頻繁に用いられた。前年までに比べて、第66条(d)の事件に劇的な増加があった。第66条(d)の撤廃を目指す活動家団体「電気通信法調査チーム(Research Team of Telecommunication Law)」によると、同法に基づき93件が執行されたが、これには、NLD(国民民主連盟)の党员に対するものが7件含まれ、またさらに、2016年3月から2017年11月中旬までの間で、軍関係者によって提起されたものが7件含まれていた。15件については既に判決が出ており、同法に基づいた19人のジャーナリストに対する少なくとも11件が、2017年10月現在で、係属中だった。

2017年8月、議会は第66条(d)を改正し、最高刑を3年に引き下げ、被害者の書面での同意なく第三者が告訴することを制限し、また、ほとんどの場合において判事が保釈を認めることを認めるように

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

した(第1節d項を参照)。市民社会団体及びジャーナリストたちは、この改正を前向きなものとして捉えたが、この法律は依然として表現及び言論の自由を制限するために用いることが可能であるという懸念を表した。何人かのジャーナリスト及び、政府や軍に批判的な評論家たちが相次いで、この法律に基づき嫌疑をかけられた。非合法結社法、常習犯法(Habitual Offenders Act)、電子取引法(Electronic Transactions Law)、テレビ・ビデオ法(Television and Video Act)、国家機密法(Official Secrets Act)、破壊分子の危険から国家を守る法(Law on Safeguarding the State from the Danger of Subversive Elements)、刑法第505条(b)などを含め、他の問題を含む法律で依然として有効なものが、国民の反対意見を検閲し、或いは訴追するために利用された。2017年3月に成立した市民のプライバシー及び安全保護法(Law Protecting the Privacy and Security of Citizens)もまた、NLDが指名したモン州の首相を批判した人を訴追するために利用された。

2017年3月、通信社のミャンマー・ナウ(Myanmar Now)の編集者スエ・ウィン(Swe Win)が、超国家主義仏教徒団体である民族宗教保護協会(Association for Protection of Race and Religion)(Ma Ba Tha)の支援者であるチョー・ミョー・シュエ(Kyaw Myo Shwe)による電気通信法第66条(d)に基づく告訴によって逮捕された。チョー・ミョー・シュエの訴えによると、スエ・ウィンは、マバタ(Ma Ba Tha)の著名な名目上指導者である僧のウィラトゥ(Wirathu)が、2017年1月28日の有名なイスラム系護憲弁護士コー・ニー(Ko Ni)の暗殺(第1節a項を参照)を称賛する発言をしたことで宗教上の行動規範を破ったと示唆する発言をフェイスブックに投稿したという。スエ・ウィンは翌日、マンダレー地域マハ・アウン・ミエー(Maha Aung Myay)郡区裁判所によって保釈されたが、7月30日にヤンゴン国際空港で再逮捕された。警察は、スエ・ウィンに対する嫌疑が係争中であるにもかかわらずスエ・ウィンが国外に出ようとしたため逮捕したと主張した。スエ・ウィンは後に釈放された。2017年9月現在で、裁判所は、政府に対する抗議行動を組織した罪でオボ(Obo)刑務所に拘留されている原告のチョー・ミョー・シュエに対して裁判所での訴訟手続きに出席する許可が付与されていないことを理由に、スエ・ウィンの裁判を延期したままだった。

2016年10月にフェイスブック上でラカイン州北部における軍の対応に批判的な見解を投稿したとして電気通信法の第66条(d)に基づき告発及び逮捕されていた、NLD幹部のミョー・ヤン・ナウン・テイン(Myo Yan Naung Thein)は、2017年4月12日、6カ月の懲役刑を言い渡されたが、刑期を終える数週間前に大統領恩赦によって釈放された。

一部の人は、治安機関及び超国家主義仏教徒団体による監視と嫌がらせを理由として、政治的にデリケートなテーマについて公然と話すことを依然として警戒している。警察は、政治家、ジャーナリスト、作家、外交官を監視し続けた。ジャーナリストは政府の情報提供者が記者会見及びその他の行事に出席する慣行が広く行われていることに不満を漏らしている。こうした行為は記者及び行事の主催者を威圧しているとジャーナリストたちは語っている。情報提供者は主催者と出席者のリストを要求した。

報道の自由：民間の報道機関は、一部の制限はあるものの活発に報道を行い、活動できた。政府は引き続き、民間が所有する日刊紙の発刊を許可した。2017年9月現在、当局は28の日刊紙を承認していたが、報道の自由は2016年に比べて損なわれており、治安部隊は、前年までに用いられていた法律よりも厳しい刑罰を定めた法律に基づいてジャーナリストを拘留した。

国内メディアは民主改革等の、人権及び政治問題に関する情報を取り扱うことができたが、政治家や治安部隊に対して批判的な記事は、刑事訴追の対象となる場合があった。メディアは一般に、国営メディアでは広く報道されない抗議活動や国内紛争のテーマを取り上げることを政府から許可されていた。しかし、2017年、政府は、国内紛争を取り扱ったことに関連して3名のジャーナリストを、また、ラカイン州での状況を扱ったことで2名のジャーナリストを拘留した。6月、エーヤワディのジャーナリスト1名、DVBのジャーナリスト2名及び彼らをサポートするスタッフが、TNLAによる薬物の焼却儀式を取材したことで、非合法結社法に基づき勾留されたが、この法律は近年、

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに留意ください。

ジャーナリストに対して用いられてこなかったものである。12月、2名のロイター通信の記者が、ラカイン州北部における治安部隊の活動の調査に関連して、国家機密法に基づき勾留され、起訴された。

特に過激主義仏教徒、軍、ラカイン州及び和平交渉の状況などに関係した問題については自己検閲が引き続き行われている。政府は報道機関に対し、ラカイン州北部の状況を表現するために一定の文言及びテーマを用いるよう命じ、政府の指導に従わないジャーナリストに対して処罰が行われると脅迫したため、この話題について既に高度な自己検閲をさらに助長した。当局はジャーナリストらがラカイン州北部に立ち入ることを妨げたが、例外は政府が企画した取材旅行で、参加者は厳しく管理され、政府側のストーリーを宣伝するよう記事を書いた。政府は、外国人ジャーナリストを管理するためにビザを利用し続けており、外国人ジャーナリストの報告によると、ビザの有効期間は28日間から6カ月までの幅があった。政府は、パキスタンからのジャーナリストの入国を禁じたが、その理由は、ラカイン州での状況に関する治安上の懸念があるからというものだった。

軍は引き続き、報道機関の明らかな誤報について、ゼロトレランスを実践した。The Voice紙の編集者チョー・ミン・スエ(Kyaw Min Swe)及び、風刺コラムニストのチョー・ゾウ・ナイン(Kyaw Zwa Naing)(ペンネーム『British Ko Ko Maung』)は、ある軍の映画について風刺に富んだ記事を執筆及び出版したことで、電気通信法第66条(d)に基づき名誉毀損で告発され、6月に拘留された。類似の事件と同様、裁判所は、チョー・ミン・スエの保釈を認めなかったが、風刺コラムニストは電気通信省(Telecommunications Ministry)による、彼は法律に違反していないという意見に基づいて釈放された。チョー・ミン・スエの事件は、9月初旬に軍によって取り下げられた5つの事件の1つだった。

ラジオとテレビは、マスコミの主要な媒体である。独立系ニュース定期刊行物の流通は都市部以外では引き続き安定していた。インターネットへアクセスすることができる人々の間で人気があるオンライン・ニュースウェブサイトを運営している印刷出版物がいくつかあった。軍、政府及び政府関連の実業家は、民間及び半国営のFMラジオ放送局8局の報道内容を支配している。

政府は、全ての国内テレビ放送の独占的所有及び統制を緩めた。6つの公共チャンネルを提供しているが、このうち5チャンネルは情報省(Ministry of Information)が統制し、1チャンネルは軍が統制している。同省が統制するチャンネルは、常に、軍に関する内容を放送していた。一般公衆は料金を支払えば衛星テレビ受信機を登録することを政府から認められているが、その費用は都市部以外の人々にとって法外に高い。同省は、報道機関5社に民間放送局としてテレビチャンネルライセンスの申請を許可すると発表した。2017年4月、同省は、その画期的な官民提携放送事業におけるコンテンツを放送する、報道機関5社を選定したが、それには、以前国外追放されたDVB(民主ビルマの声)及びミツィマ・メディア(Mizzima Media)が含まれていた。5社は、国営放送のミャンマー・ラジオ・アンド・テレビジョン(Myanmar Radio and Television)の放送インフラを使用する計画であるが、放送のコンテンツは自ら作成する。しかし、多数の報道機関の報告によれば、申請料及びテレビチャンネル維持金は法外であった。

暴力と嫌がらせ：国粋主義者集団は、コミュニティ間の問題及びラカイン州の問題について報道したジャーナリストを相次いで標的にした。時には現地当局と手を組んで、違法な事業を行う実業家たちも、それらの活動を報道するジャーナリストに嫌がらせや脅迫を行った。当局は、引き続き、国内各地でジャーナリストを監視した。

2016年12月、イレブン・メディア(Eleven Media)の記者、ソー・モー・トゥン(Soe Moe Tun)の遺体が、サガイン管区のモンユワ(Monywa)の道路脇で発見された。彼は、死亡時、この地域での違法な伐採及び木材の密輸を調査していた。警察は、ソー・モー・トゥンが襲撃を受け、棒で後頭部を殴られたと報告した。彼の友人及び親族たちは、警察がこの事件を捜査する努力が不十分であることにフラストレーションを表しており、2017年末現在で、この事件で起訴された者はいなかった。警察は

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

捜査を継続すると主張した。

検閲又は内容の制限：一般には執行されないものの、法律は国家に関する情報を国外に所在するメディアに電子的に伝えることを禁じており、これによって、国際メディアのために報道している又は国際メディアに協力しているジャーナリストは、嫌がらせ、脅迫及び逮捕がいつ発生するかわからない状況に晒されている。印刷出版物が発行される前にあからさまな検閲を受けたという報告は一切なされておらず、政府はデリケートな政治的及び経済的テーマが公然と議論されるのを許容したが、軍又は政府を批判した出版物に対する訴訟の事案が依然として国内ジャーナリストの間に懸念をもたらしており、一部の自己検閲を招いている。

ラカイン州北部における暴力に関連して、報道機関による自己検閲及び抑圧が続いていた。伝えられるところによれば、ラカイン州における軍事行動に批判的な記事を理由に、報道記者及び報道機関幹部が複数解雇された。ラカイン州の治安部隊に対する8月25日の攻撃の後、国営テレビ局のMNTVが、一時的にラカイン州についての英国のBBCによる報道の放送を停止したという事例が1件あった。

「人権と尊厳の国際映画祭(Human Rights, Human Dignity International Film Festival)」の主催者は記者たちに、政府がこの主催者に対して、映画祭で上映する前に全ての作品を政府に提出して検閲を受けるように要求したと語った。この手続きによって、1つの作品が検閲を受けた。

名誉毀損法：軍部は、それが名誉毀損又は不正確な報道とみなすものについて、何度もジャーナリストを告訴した。軍部は時折、長期にわたる法廷措置の末に事案を取り下げた。

政治家を含め、電気通信法を利用して報道記者を名誉毀損で訴える個人もいた。2017年5月26日、バゴ(Bago)出身の、連邦団結発展党(Union Solidarity and Development Party)(USDP)支援者であるマ・サンディ・ミン・アウン(Ma Sandi Myint Aung)は、フェイスブックに投稿した書き込みが、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問を侮辱したとみなされるとして、電気通信法に基づき6カ月の懲役刑を言い渡された。これは、他のバゴ住民によって告発されたものだった。2016年の、ヤンゴン管区首相ピョー・ミン・テイン(Phyo Min Thein)による、イレブン・メディア・グループ(Eleven Media Group)のタン・トゥット・アウン(U Than Htut Aung)とワイ・フィオ(Wai Phy)編集長に対する名誉毀損の訴訟は、2017年9月現在で、係争中だった。同管区首相は、高価な腕時計を着用しているからという理由で汚職をほのめかした記事は名誉毀損に値すると主張した。

インターネットの自由

政府は、インターネットへのアクセスを制限又は阻止せず、オンラインの内容を検閲もしなかったが、複数のNGOの報告によると、政府は、コミュニティ間の対話に関するそれらのNGOのウェブコンテンツへのアクセスをブロックした。政府は疑いの余地がある法的権限に基づきインターネット通信を監視するとともに、ソーシャルメディアを使って軍を批判している複数の個人を威嚇し、拘禁するために名誉毀損罪を利用したと伝えられている。また、当局がオンライン上のメディア局とインターネット利用者を脅した事例も複数あった。ソーシャルメディアは引き続き、政府の検閲を直接受けることなく着想や意見を交換する場として人気があるメディアとなっている。国際電気通信連合によると、2016年においては人口の約25パーセントがインターネットにアクセスしていたが、携帯電話の浸透率は90パーセントと指定されていた。他の専門家の報告では、国内の携帯電話の大半が、インターネットに接続することができていた。国際NGOのフリーダム・ハウス(Freedom House)が公表した最新の報告書「インターネット自由度(Freedom on the Net)」では、ミャンマーにおけるインターネットの利用は自由ではないとされ、ここ数年より若干悪化した格付けとなっていた。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに留意ください。

電気通信法第66条(d)は、オンラインでの表現の自由を制限した。例えば、2017年2月28日、ゾー・ゾー(Zaw Zaw)という名のソーシャルメディア利用者が、文民政府の指導者に対する名誉毀損とみなされる文章及び写真をフェイスブック上に投稿したとして、第66条(d)に基づき懲役6カ月に処せられた。

学問の自由と文化的行事

2016年と同様、学問の自由及び文化行事に対する政府の制限があった。教育省(Ministry of Education)は、いくつかの事例において、国際機関と連携した教育及び文化行事の開催及び、学部学生向けの教育機会の拡大に対する意欲の強化を実証した。

政府は、大学構内での政治活動及び学生組合を正式に禁止しすることで、大学構内における政治活動及び結社の自由を制限したが、概ね、学生組合の非公式な設立を認めた。しかし、学生組合が政府に正式に登録することを認める法律はなく、大学の学長や教員の間では、学生組合に対する恐れや疑念が大きかった。ミャンマー学生組合(Students' Union of Myanmar)の事務所が、2017年7月にヤンゴン大学に開設され、ヤンゴン外国語大学(Yangon University of Foreign Languages)も学生組合の事務所を開設した。これまでの年と同じように、全ミャンマー学生連盟(All Burma Student's Union)は登録ができなかったが、非公式なネットワークを経由して一部の活動に参加した。

政府が文化行事を制限した事件が1件報告された。2017年1月、軍はパテイン(Pathein)の高校生及び大学生9人のグループを、反戦劇を上演することによって軍の名誉を毀損したとして、刑法第500条に基づき提訴した。動画仕分け委員会(Motion Picture Classification Board)は6月に、ヤンゴンの国際人権フェスティバルで公開予定であった「シットウェ(Sittwe)」と題する映画の上映を禁止した。同委員会は、ラカイン州北部の紛争と強制的な分離に影響を受けた仏教徒とイスラム教徒の若者たちを描いたドキュメンタリーであるこの映画が、宗教間の緊張を「悪化させた」可能性があるとする懸念を示した。

b. 平和的集会及び結社の自由

憲法は、平和的集会及び結社の自由を規定しているが、政府はこの権利を制限した。

平和的集会の自由

憲法は、平和的集会の権利を規定しており、平和的な抗議活動は全国にわたって概ね認められていたが、2017年11月、ヤンゴン地域の治安及び国境問題を担当する大臣は、11のヤンゴンの郡区の警察に、示威行進又は集会の届け出の全てを一時的に拒絶するよう指示し、また、場合によっては、事前の届け出が出されていない、又は私有地において行われた場合に、法を用いて平和的な抗議活動が制限された。農民と社会活動家は土地の権利及び全土にわたって行われたこれまでの土地没収事案に関して相次いで抗議活動を行い、人権擁護団体は、政府が農民集団及びそれを支持する人々が没収された土地の返還を要求したことを理油に逮捕した事案があったことを引き続き報告した。

報告された事案の多くは、旧軍事政権の下で軍に収用され、軍と関係のある民間企業又は個人に譲渡された土地に関連するものであった。政府はまた、複数の平和的な超国家主義の抗議者を逮捕した。2017年9月、4人のミャンマー人国粋主義者が2016年4月に大使館の外で反ロヒンギャ抗議活動を開催したことで、懲役7カ月に処せられた。4人は、「世情不安を煽った」こと及び、平和的集会・示威行進法(Peaceful Assembly and Processions Act)の違反で有罪となった。裁判所はこの判決を、カマユ(Kamayut)郡区がこの集会を許可したのは大使館から遠く離れた別の場所であったということ根拠とした。

平和的な抗議者を有罪にするために利用された一般的な犯罪としては、不法侵入、平和的集会・示

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

威行進法の違反及び、「国家又は公衆の平穩に対する犯罪」をもたらす可能性が高い行為を犯罪とする刑法第505条(b)違反があった。

結社の自由

憲法と法律は、市民が結社及び組織を結成することを認めているが、政府はこの権利を制限することがあった

2017年5月23日、国家僧侶調整委員会(サンガ・マハ・ナヤカ委員会)(State Sangha Maha Nayaka Committee)は、いかなる団体又は個人も、「マバタ」という旗印の下で活動することを認められないと命じた。ウィラトゥウを含め、このマバタのメンバーの何人かは同年の初めに、超国家主義的発言を用いてイスラム教徒コミュニティに対する緊張を煽ったことで処罰を受けていた。この団体の正式名称は民族宗教保護協会(Association for Protection of Race and Religion)である。この禁止に対して、マバタの指導者たちは団体の名称を「Buddha Dhamma Parahita Foundation」に変更した。

組織の登録に関する法律は、国内NGOの任意登録を規定するとともに、国内及び国際NGOの両方を対象として同法違反に対する刑罰を解除している。この法律に基づき登録を試みた一部のNGOは、手続きが非常に面倒だったと指摘した。

活動家の報告によれば、市民社会団体、コミュニティベースの組織及び非公式のネットワークは堂々と活動しており、また、人権及びその他の政治的問題を公然と議論し続けているということである。ただし、彼らの報告によると、そのような活動や議論に対して国家の監視は頻繁に行われた。

c. 信教の自由

以下のURLで公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書(*International Religious Freedom Report*)」を参照のこと。www.state.gov/religiousfreedomreport/

d. 移動の自由

法律は、国内移動、海外渡航、出国及び帰還の自由を明確な形で、また、包括的な形で保護しているわけではない。法律は、市民が「法に従い」、全国のどこにでも定住及び居住する権利を規定している。外国籍者に関する法律は、外国人の移動について登録を義務付けるための規則を制定する権限を大統領に与えると同時に、24時間を超える一時的な住所変更については全て登録を義務付ける権限を政府職員に与えている。

移住者、難民及び無国籍者の虐待: 政府はロヒンギャ住民に対する広範で組織的な虐待を続けた(「無国籍者」の項を参照)。

国内移動: 移動の自由は、管区及び地方自治体の命令、指令及び指示を通じて制限された。

政府は、IDPと無国籍者の移動の自由を制限した。移動の自由は主に、個人の身分証明文書の所有に関係していたが、当局はこの規則を執行するに当たって、人種、民族、宗教及び出生地も重要な要素として考えていた。少数民族州の居住者の報告によると、政府は、不本意に閉じ込められ、強制的に移転させられたIDPや無国籍者の移動を制限した。

ラカイン州に居住するイスラム教徒の国内移動に関する制限は広範囲にわたって行われていた。当局は、大半が国籍を持たない人々であるロヒンギャに対し、ラカイン州の5地域、すなわち、ロヒンギャが主に居住する、ブティダウン郡区(Buthidaung)、マウンドー郡区(Maungdaw)、ラテーダウン郡区(Rathedaung)、チャウトー郡区(Kyauktaw)及びシットウェ郡区(Sittwe)で国内移動をする際は

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

特別文書と旅行許可証を携行することを義務付けた(無国籍者の項を参照)。ブティダウン郡区及びマウンドー郡区職員は、依然としてロヒンギャに対し、他の村落に一泊するための許可を求めるために「常居所を留守にする旨を通知する書式」を提出し、宿泊先の村落行政官の招待客名簿に登録することを義務付けている。これらの書式と許可証を取得するに当たっては、強要と賄賂が関係することが多かった。

外国人、ロヒンギャ及びその他の個人による北部ラカイン州の郡区間の移動に適用される制限の度合いは郡区によってばらつきがあり、また、移動するに当たっては通常、「書式4(Form 4)」として知られる文書の提出が義務付けられている。移動者がこの書式を取得できるのは、郡区の移住・国籍登録部(Immigration and National Registration Department)(INRD)だけで、しかも、移動者は家族リストの原本の写し、仮登録カード及び2人の身元保証人の名を提供した場合に限られた。書式4に基づき承認された旅行は14日間有効である。この書式を入手するための費用は郡区によって異なり、村落行政官又は郡区のINRD事務所に支払わなければならない金額は50,000チャット(38ドル)から100,000チャット(76ドル)まで幅があった。北部ラカイン州のある村落又は郡区から別の村落又は郡区までの居所の変更はINRD又は郡区、県及び州の職員からの許可を必要とした。ロヒンギャは居所を変更できるものの、新たな居所の新たな世帯登録リスト上には登録することができなかった。この慣行によって、人々は居所を変更することが事実上禁止されていた。

国際及び国内人道機関のスタッフは、ラカイン州で活動するためには、連邦及び州レベルからの移動許可が必要だった。国内のスタッフは、2週間前に移動申請書を提出しなければならず、許可が下りないことも頻繁だった。ラカイン州北部への人道支援のアクセスは、2017年8月、完全に停止されたが、赤十字運動、世界食糧計画及びその他いくつかの団体が、一定のアクセスを取り戻した。報道機関及び人権専門家は日常的にラカイン州へのアクセスを拒絶された。

移動制限によって、ラカイン州北部のロヒンギャがラカイン州以外の地を移動することは事実上禁止されていた。ラカイン州以外に住んでいるロヒンギャがラカイン州北部に入ることを禁止されているという報告がなされている。

ラカイン州北部及びその他の地域で、日常的に事前予告なしの夜間検査が行われていると報告がなされた。

2017年10月、伝えられるところによると、カレン州政府は、イスラム教徒の旅行者に、村の職員からの許可を申請及び取得するよう求める文書を発行した。この文書は、数日後に管区首相によって取り消されたと伝えられる。同様に、ラカイン州のサンドウェー(Thandwe)で10月に、現地の公務員が空港に到着するイスラム教徒の旅行者に登録を要求したと伝えられるが、公式な制限が定められていたわけではなかった。

海外渡航：政府は、政治的活動家、元政治犯及び外国大使館の現地職員の海外渡航の制限を維持した。一部の行政上の制限は残ったが、国内組織の報告によれば、遅延及び制限に遭遇する機会は格段に減少したということである。無国籍者、特に、ロヒンギャは海外渡航に必要な書類を取得できなかった。

亡命：相当な規模のディアスポラ(海外離散)状態にあり、多くの市民が自ら選択した亡命生活を送っている。2017年を通じて、政府は亡命者に母国の再建を支援するよう促し、一部の亡命者が帰還した。しかし、政府は亡命者コミュニティの人々を含む個人についての、不透明な「ブラックリスト」を維持していると思われ、それらの人々は、入国することを禁じられた。

国内避難民(IDP)

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

2017年末現在で、武力紛争によりおよそ220,000人がカチン州、ラカイン州及びシャン州北部で国内避難民になっている。2017年9月現在での国連人道問題調整事務所(UN Office of Coordination for Humanitarian Affairs)の推計によれば、カチン州及びシャン州で引き続き武力紛争により、98,000人を超える人々が依然として強制避難状態にあるということである。IDPの半数以上は政府の支配が及ばない地域にある難民キャンプに住んでいるが、政府部隊はこのキャンプへ人道団体が立ち入るのを制限している。IDPの中には受け入れ家族とともに難民生活を送っている人々もいれば、中国国境を跨いだ森林地域に身を潜めている人々もいる。2012年のコミュニティ間の武力抗争以降、およそ120,000人のロヒンギャがラカイン州内のIDP収容所に収容されている。少数のカマン族(Kaman)及びラカイン族も、2012年以来、IDP収容所で暮らしている。この数には、ラカイン州北部での8月の残虐行為の後、国内避難民となった30,000人から100,000人と推定される、数多くの人々は含まれていない。影響を受けた地域へのアクセスが困難なため、正確な数字を判断するのは困難だった。

政府部隊と民族武装集団との間の戦闘がカチン州、シャン州、カレン州及びラカイン州で続いている。シャン州北部では、民族武装集団同士の衝突も発生した。紛争地帯又はその近辺の強制避難者に対する接触は依然として困難であり、政府は、被害を受けたコミュニティへの支援提供に向けた人道主体による立ち入りを制限した。

シットウェ(Sittwe)では、2012年以来、およそ90,000人のロヒンギャIDPが農村キャンプで支援機関からの援助に依存しながら生活している。人道機関は大半のIDPキャンプで清浄水、食糧、避難所、衛生を提供した。政府は、厳しい移動の制限によって、保健・教育サービス及び生活の糧を得る機会を制限した。シットウェで唯一残っているイスラム教徒居住区であるアウン・ミンガラー(Aung Mingalar)は依然として劣悪な状況にあり、ロヒンギャは治安機関に謝礼を支払えば、柵で囲われ、警備された敷地を出て、近くの市場で生活必需品を買い求めるあるいは外部の診療所を訪問することが許された。

2017年は、人道機関は支援を提供するための移動許可を散発的に取得できたが、国際人道機関のスタッフは、カチン州、シャン州北部及びラカイン州北部の都市部外に移動することは認められなかった。人道機関がラカイン州へ立ち入りできるのは不規則であり、しばしば制限された。人道的ニーズを満たすだけの十分な立ち入り機会は限られていたにもかかわらず、人道ワーカーは依然として地元コミュニティからイスラム教徒IDPにも村にも支援を減らすよう圧力をかけられていた。

ラカイン州北部での8月の攻撃の後、治安部隊は、民間人に対する残虐行為で構成された治安作戦を開始し、政府は、ラカイン州中部及びラカイン州北部の3つの郡区、すなわちマウンドー郡区(Maungdaw)、ブティダウン郡区(Buthidaung)及びラテーダウン郡区(Rathedaung)への人道機関の立ち入りを一時的に制限した。政府は9月、一部の団体にラカイン州中部の一部への散発的な立ち入りを認めた。ラカイン州北部では、政府は赤十字運動の団体にのみ、その地域での緊急支援を提供することを認めたが、人道機関による立ち入りは引き続き、2017年末の時点で厳しく制限されていた。8月以降、人道機関の現地スタッフは、その多くが被災民の中で暮らしていたのだが、サービスを提供するために旅行許可を申請しなければならなかった。

国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)によると、少数レベルで自然発生的ではあるが、一部のIDPが国内南東部に戻っている。

難民の保護

庇護へのアクセス：ミャンマーの法律は、庇護又は難民の地位を認める規定を設けておらず、政府は難民へ保護を提供するための体制を確立していない。UNHCRは2017年を通じて庇護希望者を登録していない。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに留意ください。

無国籍者

2016年のミャンマー人口世帯調査(Myanmar Population and Housing Census)によれば、調査において計上されなかったラカイン州に居住するイスラム教徒はおよそ109万人と見積もられた。UNHCRによれば、この調査の数字は、大半は無国籍者であるラカイン州のロヒンギャ人口の正確な推定値を反映していた。およそ700,000人のロヒンギャがバングラディシュに強制的に避難させられた後、300,000人から400,000人と推定されるロヒンギャがラカイン州に残った。中国人、インド人及びネパール人の子孫等を含め、国内全域の無国籍者及び国籍不定者は、相当数に及ぶ可能性が高い。

市民権法(Citizenship Law)の規定は、無国籍状態を生む原因となっている。1982年の法律及び諸手続きの発効に続いて、政府は公認された135の「ミャンマーの民族集団」のリストを公表した。これらの民族集団の構成員は法律に基づき自動的に「市民」である。このリストには、ロヒンギャが含まれておらず、その後政府が講じた措置により、少数民族ロヒンギャの大半の人々は無国籍者となった。法律は「ミャンマーの民族集団」を、英国の植民地化の前年となる1823年に遡ってミャンマーにおける出自を証明できる人種及び民族集団としか定義していない。チン族及びカチン族を含む複数の少数民族集団は、この分類制度を不正確であるとして批判した。この法律条項に基づき、国内居住者の大半が自動的に市民権を取得したのに対し、ロヒンギャ、インド系・中国系・ネパール系住民、及び「パシュ(Pashu)」(海峽華人)(これらの人々の一部は以前国内で市民権を得ていた)を含む複数の民族集団は、政府リストに含まれていない。ロヒンギャ及びその他の人々は、民族に関連しない標準的な制度では事実上、完全な市民権を得る資格があるが、特別な審査プロセスを経よう強いられ、その結果、一般に、帰化国民の資格しか認められず、通常市民権に伴う権利が付与されなかった。法律は、ミャンマー国内で出生し、他の地位に「関連するつながり」を持っていない子どもに保護を提供していない。この結果、無国籍の両親の子どもが市民権を取得できないことから、無国籍者は増加の一途を辿った。UNHCR、ラカイン州諮問委員会(Advisory Commission on Rakhine State)並びに複数の人権及び人道機関は、ミャンマーが負っている国際人権上の義務とコミットメントに沿うような形に市民権法を改正するよう主張し続けている(第6節、児童を参照)。

ロヒンギャという名称は、宗教的、言語的及びその他の民族的特徴によって定義される民族集団に属していると自己認識している集団について使用されている。ロヒンギャは、自らを数代にもわたって現在のラカイン州に居住してきたと考えている。2016年5月、政府はロヒンギャを指すのに「ラカイン州のイスラム教徒」という文言を用いる政策を定めたが、軍幹部や多くの政府職員らは、特にラカイン州において、蔑称である「ベンガル人」を用い、この文言は依然として身分証明書に使用されていた。政府はロヒンギャに対して、ミャンマーの少数民族であるよりも市民権を得る手段を提供する1982年法の制度に基づき市民権を得る資格のある者を判断するための、市民権検証プロセスを提案している。このプロセスに参加するロヒンギャ・コミュニティの人々は限られていた。

政府は、このプロセスに参加する条件として、全ての参加者に対し、自らを「ベンガル人」と名乗る義務を排除し、申請者にプロセスの最も早い段階で、その人種又は宗教を用紙に記載する義務も除外された。しかし、伝えられるところによると、これを実施する政府職員は依然として参加者に「ベンガル人」と名乗るよう要求していたという。市民(又はあらゆる地位)と確認された人々は、自らの市民審査カードの人種欄に「ベンガル人」と記載されるだろう。このプロセス及び別個の国籍検証プロセスはロヒンギャ住民コミュニティ間によって、信用できるものとみられていなかったが、その理由の一部には、ロヒンギャ住民が引き続き「ベンガル人」として届け出なければならないと要求されたこと、これらのプロセスを通して国籍検証カード又は市民権を得たロヒンギャのうち、十分な権利や利益を得た者がほとんどいなかったこと、及び政府がこのプロセスを、例えば釣りに行くとか銀行口座にアクセスするために国籍検証カードを要求するといった、威圧的な形で実施したことなどがあった。政府は引き続き、ロヒンギャに参加を要求したが、多くはプロセスの結果に関する保証を強化する必要を表明した。ロヒンギャ住民の多くによれば、ロヒンギャは既に市民であるが、政府が市民権を認めないか、又は範囲を削減した市民権(完全な市民ではなく帰化国

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

民)しか与えず、その権利の縮小を正式なものとするのではないかという不安を抱えているということである。

市民権法によると、2種類の劣位形態の市民権、すなわち、準市民と帰化国民が存在する。その他の制定法によれば、これらの市民は官職に立候補することができず、国軍、警察又は行政の職に就くこともできず、土地又は金銭を相続することができず、医学や法律等の特定の専門学位を求めることもできない。

市民権法によると、準市民又は帰化市民の第三世代のみが完全な市民権を得ることができる。

ロヒンギャは厳しい法的、経済的及び社会的差別に遭遇した。政府はロヒンギャに対し、居住している村落を出て移動する場合に事前の許可を得ることを義務付け、高等教育、保健医療及びその他の基本的サービスを受ける機会を限定し、医師、看護師及び教師等の公務員として働くことを禁止した。当局は、強制労働を行わせる者としてラカイン州北部のロヒンギャだけを選び出し、恣意的に逮捕した。当局はロヒンギャに対し、婚姻のために公的承認を得ることを義務付け、1家族当たり登録できる子どもの数を2人までに制限したが、2児政策に関する地元当局の執行状況にはばらつきが見られた。大半の場合、当局はロヒンギャ家族に対して2児制限を超えた3人目以降の子どもを登録したが、当局がそのような登録をしない事例もあった。

制限が課されたため、ロヒンギャは家屋又は宗教的建物を建設することができなかった。

複数の報告によれば、ラカイン州の現地治安職員は、暴力的な罪を犯し、数知れないほどのロヒンギャを恣意的に逮捕した。上記の報告の多くは、2017年8月から12月の事件に言及していた。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法は、国民が秘密投票によって行われる選挙を通じてその政府を選択できると定めているが、特定の規定により、政府が完全な代表システムになり、国民の意志の自由な表明を保障することが妨げられている。憲法の条項に基づき、連邦議会及び州議会の全議席数の4分の1が現役軍人の被指名人に割り当てられ、また、軍当局は国防、内政(内務大臣は、地方閣僚、警察、刑務所及びその他の事項に責任を負う)国境問題を担当する各大臣を指名する権限を有するとともに、大統領が国家の緊急事態を宣言した場合、政府の全部門の支配権を無期限に掌握する。また、これとは異なる憲法条項は、近親者が外国人の市民権を持っている者が大統領になることを禁じている。憲法を改正するためには議会議員の75パーセントの承認が必要であるとともに、軍は憲法改正プロセスに対して拒否権を発動する権利を有している。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：国際機関の報告によると、ミャンマーは、一般に受け入れられている民主主義の原則に従って、2017年4月の補欠選挙を行った。監視団体は、2015年の国政選挙は、構造的に一部欠陥を抱えていたものの、国民の意思を概ね反映していたとみなした。監視団体は、多数の非民選枠議席が軍将校向けに留保されていること、一部の候補者は差別的根拠により立候補資格を喪失したこと、2015年より前の選挙では多くが投票してきたロヒンギャの人々の大多数が選挙資格を剥奪されたこと、及び政府が紛争の影響を受けている少数民族の居住地域のいくつかで投票を中止したことを挙げて、懸念を提起した。アウン・サン・スー・チーが党首を務めるNLDは、州、管区及び連邦レベルの民選1,150議席の77パーセントを獲得した。

政党及び政治的な参加：野党と市民社会団体は引き続き集会を開き、抗議を行う権利を行使している。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

女性及びマイノリティーの参加：女性及び少数派構成員の政治プロセスへの参加を制限する法律はなく、女性も少数派も参加した。しかし、女性及び少数派は依然として、政府内で過少代表されている。アウン・サン・スー・チーは、国家閣僚22人で構成される内閣で唯一の女性である。連邦、州及び地方レベルにおいて女性の代表が占める比率は10パーセントを超えたレベルでしかなかった。カレン州及びタニンダーリ(Tanintharyi)管区の首相等の、2つの地方閣僚は女性である。

2017年10月現在、ラカイン州の首相を含め、少数民族7州のうち5州の首相がその州の民族集団の出身であり、また、連邦レベルの副大臣2人のうち1人がチン族出身である。国、州及び地方レベルにおいて少数民族政党の代表が占める比率はおよそ9パーセントである。全レベルから引き出されたこの数字は、NLD又はUSDPに占める少数民族の構成員の割合ではなかった。前者には多数の民族集団構成員が含まれたが、明確な統計データはなかった。

ロヒンギャは依然として、政治のプロセスから排除された。これはロヒンギャの大多数が無国籍であるため、その政治的権利(投票か出馬かを問わず)が厳しく抑制されたためである。ロヒンギャはラカイン州人口のおよそ3分の1を占めるが、州議会にロヒンギャの代表はおらず、ロヒンギャ住民が過半数を占めるほとんどの地域では、ラカイン族の民族主義政党が議席を獲得していた。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は、政府職員の腐敗に対して刑罰を規定しており、政府は引き続き、蔓延する腐敗を阻止しようと努めている。いくつかの事例報告によると、公選された役職者の汚職は、2016年4月以降大幅に減少しているというが、憲法に基づき軍によって指名される内務大臣の権限下にある総務局(General Administration Department)を含め、一部の政府機関内での政府の汚職撤廃活動は限定的なままだった。

汚職：汚職は、特に司法部門において依然として問題となっている。警察はしばしば被害者に犯罪捜査の見返りとして相当な金額の賄賂を支払うよう要求し、日常的に市民に金銭を強要していたと伝えられている。政府は、司法制度における汚職への対策を改善するため、判事及び検察官に対して新しい倫理規定を発表した。政府は、政府関係者の汚職の調査及び対応に向けて複数の措置を講じた。

2017年7月、内務省の上級職員が、没収された土地の正当な所有者への返却に関与する不祥事で訴追された。内務省は汚職防止委員会にこの件を移管し、被告は2017年末の時点で裁判を待っている状態だった。

資産公開：公務員は、資産開示法の対象にはならなかった。法律は大統領及び副大統領に対し、家族の資産リストを議会両院の合同議長に提出することを義務付けており、また、大統領が任命した者に対し、その個人資産のリストを大統領に提出することを義務付けている。政府は、報告書を公表しなかった。

公務員は25,000チャット(19ドル)を超える贈答品を受領してはならない。この規則は、公務員に対し、受領するか否かを問わず、贈答品の申し出を全て、その上司に報告することも義務付けている。

第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

政府は、国内の人権団体が独立して役割を果たすのを完全に認めたわけではなかった。人権NGOは事務所を開設し、活動することができたが、監視は頻繁に行われ、非常にわずかであるものの当局による嫌がらせが発生した。また、報告によると、当局が時には、活動家や元政治囚と取引しない

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

よう地主に圧力をかけた。

国際NGOの代表を含む人権活動家及び擁護者は依然として、更新のため定期的に出国することを義務付けられる短期ビザしか得ることができなかった。政府は引き続き外国人の移動を監視し、外国人との接触状況に関して市民を尋問した。

国連又は他の国際機関：(2017)年末現在、政府は国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の事務所の開設に同意していなかった。公式にはOHCHRの職員に名目的な存在を維持することを認める一方、OHCHRの一部の職員に対するビザの発行を遅延させ、ラカイン州及び紛争地域への移動に当たっては引き続き移動許可を得ることを義務付けている。

2017年3月24日、国連人権委員会は、独立した国際的事実調査団を立ち上げた。その目的は、「ミャンマーにおける、特にラカイン州における、恣意的な拘禁、拷問、非人道的扱い、強姦及びその他の形態の性的暴力、違法な、略式手続きによる若しくは恣意的な殺害、強制失踪、強制避難並びに不法な財産の破壊などを含めこれらに限定せず、加害者の責任を完全に問い、被害者のための正義を確保するために、軍及び治安部隊による最近の人権侵害及び虐待の疑いの事実及び状況を確認すること」である。政府は関連する決議を無視し、事実調査団がミャンマー国内に入る許可を付与しなかった。国連人権委員会は、2017年9月の人権委員会会合において、事実調査団の任期をさらに1年延長した。

過去数年と異なり、政府は2017年12月、ミャンマーの人権問題に関する国連特別報告官の入国を認めないと発表した。2017年はそれまでに、政府が特別報告官の入国を認めていたが、カチン州への立ち入りを制限し、何人かの囚人と会うことを認めなかった。

ICRCが刑務所へ立ち入ることを許可した2012年の政府の誓約を受けて、ICRCは独立した民間の刑務所及び労働収容所に無制限に立ち入ることができた。政府は、ICRCがシャン州、ラカイン州及びカチン州等の少数民族州で活動することも許可した。

政府の人権団体：ミャンマー国家人権委員会(MNHRC)は、いくつかの深刻な人権侵害事件を調査した。一部の事例では、これらの犯罪に関与した警察部隊又は国軍の構成員に責任を問うよう政府に要求し、また他の事例では、事件の発生を否定した。信頼できる独立したメカニズムとして活動する同委員会の能力は限られたままであった。2017年の9月末、人権委員会の委員がラカイン州北部を訪問し、治安部隊は過剰な武力行使をしておらず、人権侵害も行っていないと宣言した。同委員会は、人権教育カリキュラムの作成を支援し、人権に関する資料を配布し、人権に関する訓練を実施した。

2016年にアウン・サン・スー・チーによって設立され、元国連事務総長のコフィ・アナンを長とするラカイン州諮問委員会(Advisory Commission on Rakhine State)は、ラカイン州北部のARSA(アラカン・ロヒンギャ救世軍)による攻撃の直前、2017年8月24日に最終報告書を発表した。政府は、この最終報告書に挙げられていた勧告を実施するため、MSWRR(社会福祉・救済再復興省)連邦大臣が率いる委員会を設立した。9月19日、アウン・サン・スー・チーは公開演説において、可能な限り迅速に勧告を実施することを約束した。

2016年10月及び11月にラカイン州北部で起きたロヒンギャに対する治安部隊による広範な虐待行為についての報告に対して、政府主導による複数の調査が行われたが、訴追された、あるいは責任を問われた事例はなかった。軍指名の副大統領ミン・スウェ(Mying Swe)が率いるマウンドー調査委員会(Investigation Commission on Maungdaw)は、2017年1月3日、強姦の疑いに関して「法的措置を取る十分な証拠がなく」、騒動は外国から資金を得た「過激派」によるものだったと述べた暫定報告書を発表した。軍及び警察は、ラカイン州北部での治安部隊による虐待に関して別個の調査を行っ

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

たが、その結果が、8月に発表されたマウンドー調査委員会の最終報告書に盛り込まれた。政府主導のこの調査委員会の最終報告書には、ラカイン州北部において人権侵害が発生したという疑いに対する信頼できる根拠はなかったと書かれていた。国際的な専門家は、証言が誤りだったと主張するために虐待の被害者とされる人々の発言を中断し、その後、やり取りを国営テレビで放送したことなどを含め、委員会の手法に深刻な欠陥があると指摘した。

第6節 差別、社会的虐待及び人身売買 女

性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：強姦は違法であるが、依然として重大な問題であり、政府はこれに関する法律を事実上執行していない。配偶者による強姦は、妻が13歳未満でなければ犯罪とならない。警察は、報告された強姦事件を概ね捜査したが、警察の捜査は被害者に対して敏感さを欠いていた。市民社会団体は引き続き、強姦を届け出た女性に警察が暴言を吐くこともあり、また、強姦犯の威厳を傷つけた嫌疑で被害者の女性自身が訴追される恐れもあったと報告した。

女性へのドメスティック・バイオレンス(配偶者による虐待を含む)は、依然として深刻な問題であった。家庭内での虐待は広く行われており、社会的に許容可能とみなされている。政府が統計データを公表せず、被害者が通常は通報しないため、配偶者による虐待又はドメスティック・バイオレンスを評価することは困難であった。法律では他者に身体的危害を加えることを禁じているが、妻が14歳未満でない限り、ドメスティック・バイオレンス又は配偶者による虐待を禁止する特定の法律はない。法律に違反した場合の刑罰は、禁固1年から終身刑に及ぶ他、罰金が科されることもある。法律の規定が重複しており、また場合によっては相互に矛盾しているため、これらの限定された保護ですら、実施を複雑化させている。

国連、報道機関及びNGOは、引き続き、カチン州、シャン州及びラカイン州において、軍及び治安当局者による複数の強姦事件を報告した。軍は、強姦が軍部内で組織化されて行われているという疑惑を全て否定したが、2011年以降に発生が確認された民間人女性の強姦事件40件は、兵士が行ったものであることを2014年になって認めた。

セクシャル・ハラスメント：刑法は、セクシャル・ハラスメントを禁止しており、言葉によるハラスメントに対しては罰金又は禁固1年以下、身体的接触を伴うハラスメントに対しては禁固2年以下の刑を科している。この犯罪は概して届け出られないために、この問題が社会にどれだけ広まっているかについての情報も全くなかった。国内の市民団社会組織の報告によると、警察の捜査官は被害者に対して敏感さを欠いており、捜査又は訴追を遂行することは稀であった。

人口抑制における強要：中絶の強要や強制的な避妊は発生しなかった。しかし、2015年、政府は「人口抑制保健法(Population Control and Health Care Law)」を成立させた。同法には、出産間隔に関する要件の実施等の、施行された場合に性と生殖に関する権利及び女性の権利に対する保護を弱めかねない条項が含まれている。同法の下で、大統領又は中央政府は、人口、天然資源、出生率、食糧の入手可能性などの要素を検討した上で、保健医療に対する「特定地域」を指定することができる。特定地域が一旦宣言されると、政府は、家族計画の立案方法に関する規則の制定を含め、様々な職務を遂行するための専用の保健医療機関を設置することができる。政府は、この法律の制定からこれまでに、かかる特定地域を1カ所も指定していなかった。

州北部の2つの郡区に居住するロヒンギャについて、ラカイン州が公布した「子どもは2人までとする」州行政命令は依然として有効であるものの、政府及び複数のNGOによれば、この命令は執行されていないということである(第1節f項を参照)。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

母性死亡率及び避妊普及率についての推定は、以下のURLで公開されている世界保健機関(WHO)の資料を参照のこと。

www.who.int/reproductivehealth/publications/monitoring/maternal-mortality-2015/en/

差別：法律により、財産及び相続に関する権利並びに、宗教及び個人的な地位を含め、女性は男性と同じ法的地位及び権利を享受するが、政府がこの法律を執行しているかどうかは不明である。同一労働同一賃金は、法律の義務付けるところであるが、これが正規部門で尊重されているかどうかは定かでない。NGOの報告によると、衣料産業などの部門ではこれに従っていなかった。貧困の影響を受けるのは圧倒的に女性であった。公務員の雇用を定める法律は、いかなるものも「男性にのみ適している地位」への男性の指名を妨げてはならないと規定しているが、「男性にのみ適している」ものが何であるかについての詳細な定義は述べられていない。

慣習法は婚姻、財産及び相続問題に対応する上で広く用いられており、制定法に基づく規定と異なるものになっている。

子ども

出生登録：1982年市民権法により、国家が公認する135の民族集団の他、旧市民権法に基づく市民権要件を満たす人々に対しては自動的に完全市民権が付与される。また、政府は、少なくともいずれか一方の両親が完全市民権を有している限り、何らかの形態の市民権を有する両親の第二世代の子どもに完全市民権を付与する。準国民又は帰化国民の第三世代の子どもは完全市民権を得ることができる。居住者の市民権は両親に由来して生じるものであって、両親とも公認された135の「ミャンマー人」でなければならない。同法に基づき、政府は、ロヒンギヤを民族集団と正式に認定していない。

著名な国際NGOは、農村部と都市部で出生登録に大きな格差があると述べている。主要都市(例えば、ヤンゴン及びマンダレー)の場合、出生は直ちに登録される。大都市の場合、基本的な公共サービスを受けるのに必要な資格を得るため及び国民IDカードを取得するために、親は出生を登録しなければならない。小さな市町村の場合、出生登録は非公式に行われるかあるいは制度そのものが存在していないことが多い。ロヒンギヤのコミュニティにとって、出生登録は大きな問題だった(第2節d項を参照)。ラカイン州諮問委員会は、その中間報告において、ラカイン州の全住民の半数近くが出生証明書を持っていないと指摘し、政府に対して包括的な出生登録推奨キャンペーンを導入するよう勧告した。

出生証明書は、特に児童労働、早婚及び武装集団への入隊から子どもを守る重要な手段になった。出生登録がなされていない、あるいはもっと頻繁に発生する問題として出生証明書を入手できない場合、遠隔地の地域社会で公共サービスを利用することが困難になる。

教育：法律により、教育は義務であり、無料であり、第4学年までは国内どこでも共通して行われる。政府は依然として公教育に最小限の資金しか割り当てておらず、学校は非公式の学費を課している。児童の権利擁護を訴えるヤンゴンの活動家の多くは、そのような学費の金額は少なくなってきた他、それほど強制的なものではない場合が多いと述べている。

国内避難している児童及び国籍を持たない児童が教育を受ける機会には依然として制限されている。

児童虐待：法律は、児童虐待を禁止しているが、それらは十分でもなければ、執行されてもいない。複数のNGOの報告によれば、規律をさせる手段として、児童に体罰を与える行為が広く行われたということである。違反に対する刑罰は、最高で2年以下の懲役又は10,000チャット(7.50ドル)以下の罰金である。家庭内、学校内、児童労働及び搾取が行われる状況及び武力紛争で発生する子ども

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

への暴力の事例証拠が示された。MSWRRは児童保護プログラムの範囲を拡大した。ラカイン州では、引き続き、暴力によって多数の家族及び子どもが避難を余儀なくされたり、移動を制限されたりしており、これによって暴力及び搾取が横行する環境に晒された。カチン州及びシャン州における武力紛争は、両地域内の児童に同様の悪影響を及ぼした。

早期結婚及び強制結婚：法律は、宗教と性別に基づき異なる結婚の最低年齢要件を定めている。仏教徒は18歳、キリスト教徒の男子は16歳、女子は15歳である。しかし、児童結婚は依然として行われている。2014年の国勢調査によれば、女性の13パーセント以上が15歳から19歳の間に結婚していた。強制結婚について信頼できる統計はなかった。国連組織が2017年2月に実施した審査によれば、農村地域では児童婚は依然として重大且つ対応が遅れている問題であった。

児童の性的搾取：児童はミャンマー国内で性目的の人身売買の対象となっており、児童買春を目的とする少数の外国人観光客が児童を搾取している。法律は児童買春目的の観光を明示的に禁じてはいないものの、売春斡旋及び売春は禁止しており、刑法は14歳未満の未成年者との性行為を禁止している。18歳未満の児童の買春及び売春に科される刑罰は、禁固10年である。法律はポルノを禁じており、これに対する刑罰は2年以上の禁固刑及び10,000チャット(7.50ドル)の罰金である。被害者が14歳未満である場合は、法律により、その性行為は法定レイプとみなされる。法定レイプに対する最高刑は、被害者が12歳から14歳であれば禁固2年、被害者が12歳未満である場合は、禁固10年以上終身刑である。

故郷を追われた児童：紛争地域における国内避難児童の死亡率は、国内の他地域におけるものよりも著しく高かった(第2節d項を参照)。

国際的な子の奪取：ミャンマーは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する1980年のハーグ条約の締約国ではない。以下のURLで公開されている国務省の「親による子の奪取に関する年次報告書(Annual Report on International Parental Child Abduction)」を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

ヤンゴンには、ユダヤ人が小規模な集会を行う際に利用するシナゴグ(礼拝堂)が1つあった。反ユダヤ的な行為についての報告は一切なされていない。

人身売買

以下のURLで公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書(Trafficking in Persons Report)」を参照のこと。 www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

雇用、教育、保健医療の利用機会、司法制度又は、国家によるその他のサービスの提供において、身体、知覚、聴覚、知能及び精神障害者を差別することは、法律により禁じられている。法律は航空旅行及びその他の形態の輸送において障害者を差別することを特に禁じてはいないものの、政府に対して障害者が公共輸送を容易に利用できるようにするよう命じている。政府はこれらの条項を有効に執行していなかった。

障害者のリハビリ医療は保健省(Ministry of Health)が所管し、職業訓練、教育及び社会的保護戦略についてはMSWRRが所管している。政府は、ミャンマー障害者連盟(Myanmar Federation of Persons with Disabilities)を障害者のための団体の統括組織の役割を果たすとみなした。全国障害者委員会

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

(National Committee for the Rights of Persons with Disability)は、法の執行を監視するために設立された閣僚委員会であるが、2年連続して、会合が開かれることはなかった。

市民社会団体の報告によると、中等教育まで学校に通っている障害のある児童の割合は、他の児童よりも著しく低く、多くは社会的汚名及び障害のある児童のニーズを満たす設備不足を理由に一度も学校に通ったことがなかった。

ミャンマー身体障害者協会(Myanmar Physical Handicap Association)によると、紛争により相当数の軍人、武装集団メンバー及び民間人が拷問及び地雷事故などに起因する障害を抱えていた。国内には、手足の一部を切断し、全国5カ所の身体リハビリセンターによって支援されている人がおよそ12,000人おり、その3分の2は地雷事故の生存者であると考えられている。障害者は、民間人及び政府関係者から社会的汚名を着せられ、差別に晒され、虐待を受けたと報告した。障害のある学生は、大きな不利益として包摂的教育を妨げる障害を挙げている。

傷痍軍人は、優先的に公的便宜を受けた。これは通常、健常者と同額の給料で公務員職に就くという形をとったが、農村地域における軍及び少数民族の生存者は、生活の糧を得る機会に恵まれず、手頃な料金の治療を受けることもできないのが普通であった。原則として、軍人以外の障害者への公的支援は、一時的障害の場合には最長1年間、収入の3分の2が支払われ、永久障害の場合には非課税の給付金が支払われた。新法は障害者となった労働者に職を保証する旨の規定を設けているものの、当局はその法律を執行しなかった。

国籍／人種／少数民族

少数民族は、全国民の30パーセントから40パーセントを占めている。7つの少数民族州が全国土のおよそ60パーセントを構成しており、また、相当数の少数民族が国内の他の地域にも居住している。教育、住宅、雇用及び保健医療サービスの利用機会といった分野において、少数民族に対する政府の差別及び社会的差別が広範にわたって根強く残っている。複数の国際監視団体は、宗教的及び民族的背景に基づく著しい賃金格差は一般的であると述べている。

公立学校の必須授業言語は依然として、概ねミャンマー語であった。市民社会団体は、2017年4月に発表された政府の国家教育戦略計画(National Education Strategic Plan)が、母語に関する指示に関連する問題を取り扱っておらず、各民族関係者との協議により適切に通知されていないことに失望を表した。民族集団が支配する学校の生徒は、国定カリキュラムを受けられないことがあった。先住少数民族の言語で書かれた国内出版物はほとんどなかった。

軍と少数民族の間の緊張関係は、停戦協定が成立した地域では幾分緩和しているものの、依然として強かった。軍は一部の少数民族集団が影響力を持つ地域に部隊を駐屯させ、特定の都市、町、高速道路を統制した。カチン独立組織(Kachin Independence Organization)及びKNU(カレン民族同盟)を含む少数民族の武装集団は、緊張関係と情勢不安をもたらしている主要な原因として政府軍部隊の存在がますます大きくなっていることを指摘している。報告されている虐待の中には、殺害、殴打、拷問、強制労働、強制移転、政府軍兵士による民族集団メンバーの強姦等が含まれていた。一部の少数民族集団もまた、人権侵害を犯した(第1節g項を参照)。

ラカイン州のロヒンギヤを含むイスラム教徒は、その民族性及び宗教を理由に深刻な差別を受けている。ロヒンギヤの大半は、移動、保健医療サービスの利用、経済活動への従事(第7節d項を参照)、教育の利用及び、出生、死亡及び婚姻の届け出(第2節d項を参照)に関する権利に対して厳しい制限を課されている。2012年に避難した人々の大半は、仮設難民キャンプに居住したままであり、教育や保健医療を利用する機会あるいは生計手段を見出す機会が極めて限られている。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに留意ください。

伝えられるところによると、2017年8月の初め、ラカイン州北部に配備されていた軍が、強制失踪や恣意的な逮捕などの深刻な人権侵害及び虐待行為を行った。8月25日、ARSA(アラカン・ロヒンギャ救世軍)はラカイン州北部の治安部隊施設30カ所への攻撃を計画・実行したという犯行声明を出した。伝えられるところによると、治安部隊は、治安部隊と協力して行動する自警団と共に、ロヒンギャの村民に対して広範な残虐行為を行った。それらの行為には、違法な殺害、強姦、拷問、恣意的な逮捕や、何百もの村、宗教施設その他の建物を焼き払う行為などが含まれていた。このような残虐行為及び関連する事件によって、2017年12月現在で、655,000人を超えるロヒンギャの人々がバングラディッシュに避難を余儀なくされ、ロヒンギャの民族浄化を引き起こした。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

近年の政治改革によって、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス(LGBTI)コミュニティが公開イベントを開催したり、公然と社会に参加したりすることがこれまでより容易になったが、一般市民の間には差別、不名誉及び非受容感が依然として定着していた。合意に基づく同性間性行為は刑法に基づき依然として違法であり、刑法には、「自然に反する犯罪」行為を禁止する条項が含まれており、最高刑を禁固10年及び罰金又は終身流罪とする刑罰が記載されている。「自然に反する犯罪」を禁止する法律は、男性及び女性両方に平等に適用されるが、これらの法律が執行されることは稀であった。LGBTIの人々の報告によると、警察は賄賂を強要するのに訴追するという脅しを用いた。刑法は、どちらかと言うと抑圧又は賄賂の要求に用いられること多いのに対し、LGBTIの人々、特に性同一性障害の女性は、たいてい、通称、「見せかけ及び偽装法」の下に告発された。この法律では、生物学的な性別と一致しないとみなされる様式の服装又は行動を示す個人は「偽装」しているとする大義名分を用いる。ある国内NGOの報告によれば、性同一性障害者の女性は、他のLGBTIコミュニティの構成員よりも警察から受けた虐待及び差別の程度が強かったということである。

雇用に当たって、性的指向及び性同一性に基づく差別が行われたという報告がなされている。LGBTIの人々は、医療従事者からの差別に直面したと報告した。

HIV 及びAIDS に対する社会的汚名

憲法は、国家の保健政策に従って保健医療を受ける個人の権利を規定し、政府が「地位」を根拠として差別を行うことを禁止し、且つ、法の下での雇用機会の均等及び平等を義務付けている。HIV／エイズ罹患者は、その憲法上の権利が侵害された又は抗レトロウイルス療法など必要不可欠な治療を拒絶された場合、政府に苦情を申し立てることができるが、個人がこれらの根拠に基づいて苦情を申し立てたという報告はなされていない。HIVに限定した保護法又は、HIVの人権的側面に特に取り組む法律はない。

HIV／エイズ罹患者に対する社会的暴力及び、雇用差別等の社会差別が相次いで報告された。懇親会や諸活動からの排除、言葉による侮辱、嫌がらせ及び脅迫及び、身体的暴行といった否定的な事件は広く発生している。HIV／エイズの感染リスクを高めることにつながる行動を非合法化する法律は依然として有効であり、このような行動に携わる個人に不利な社会的烙印及び差別を煽る直接的原因になり、HIVの予防、治療及びケアサービスをこうした個人が利用する機会を妨害している。

法執行の慣行を背景として、女性及び性同一性障害者の女性の性労働者に対しては甚だしい度合いの社会的汚名が着せられ、また、差別が行われている。さらに、この社会的汚名と差別によって、それらの女性の性労働者はHIVの予防、治療及び社会的保護サービスを受けることを妨げられている。警察による女性性労働者への嫌がらせにより、女性性労働者はコンドームを携行することができなかった。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

他の社会的暴力又は差別

その他の社会的暴力事案も少数ながら報告されており、反イスラム教感情及びイスラム教徒に対する差別は定着していた。マバタ(Ma Ba Tha)のメンバーを含むバマー・仏教徒(Bamar-Buddhist)国粋主義者集団は、依然としてイスラム教徒を中傷し、イスラム教徒のビジネスをボイコットするよう要求した。

イスラム教徒は、警察による不平等な扱い、イスラム教の身内での実践に対する抑圧、国籍証明書の取得しにくさ、地方自治体による移動の厳格な監視及び教育の機会の制限等に関する苦情を抱いていた。複数の宗教団体が、2017年1月のコー・ニー暗殺が、法に基づく処遇の改善に向けて戦うイスラム教徒に畏縮効果を与えたと指摘した(第1節a項を参照)。

2017年4月、12人の国粋主義者の僧侶及びヤンゴンの数十名の地元住民が、2カ所のマドラサ(イスラム学校)を閉鎖するよう強要した。そのグループは、建物が違法であると主張し、現地当局者にそれらの学校を閉鎖するよう要求した。イスラム教の指導者たちは、マドラサが長年の間、礼拝に利用されてきたと主張し、現地の報道機関に、国粋主義者たちが宗教を理由に嫌がらせを行っていると伝えた。

2017年5月、国粋主義者の僧侶たちは、ロヒンギャがヤンゴンのミンガラ・タウンニュン郡区に違法に隠れていると申し立てた。報道機関が示唆したところによると、僧侶たちは現地警察にその疑惑を通報し、現地警察が捜索を行ったものの近隣に違法に居住する者がいなかったとわかると、僧侶及び仏教徒の平信徒たちが、その近隣のイスラム教徒コミュニティに対する暴力行為を扇動した。報道機関はまた、警察が空に向けて威嚇射撃を行い介入する前に、2人のイスラム教徒住民が負傷したと伝えた。警察は、この暴力に関与したとして8人を逮捕した。

2017年10月30日、シタグ・サヤドーという仏教の指導者が、カレン州の軍訓練学校において兵士たちに向けて説教を行ったが、これはフェイスブック上で250,000人以上に向けてライブ配信された。この説教でシタグ・サヤドーは、ある寓話を引用した。その寓話とは、ある仏教徒の王様が、自らの助言者から、タミル人ヒンズー教徒を数百万人殺しても本当の人間の1.5人にしかならないと教えられたというものだった。シタグ・サヤドーはその説教において、また、国家の統一のために仏教徒の指導者と軍が協力する必要があるとも強調した。このような発言は、宗教的少数派集団に属する人々に対する軍による虐待を大目に見るものであり、戦闘行為の中で兵士たちが非仏教徒を殺害することが仏教徒の殺害よりも罪が軽いと示唆するものと広く解釈された。

複数の情報筋によれば、イスラム教徒及びキリスト教徒は複数の制限によって、高等教育の機会を追求することも、高い官職に就くこともできず、イスラム教徒は自由な投資及び取引を行えなかった。

第7 節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

法律は、労働者が独立した労働組合を結成し、それに加入する権利、団体交渉を行う権利、及び合法的なストライキを実施する権利を規定している。法律は、労働組合活動への従事を理由に解雇された労働者の復職を労働組織が要求することを認めているが、降格又は強制的な配置転換の形態での反組合的差別を明示的には禁じる規定、或いは労働者が組合結成を要求するのを保護する規定を設けていない。法律は、労働組合が正式に登録される前に、労働者を解雇から十分に保護するための規定を設けていない。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

国防機関、軍隊及び警察の職員が労働組合を結成することは法律で禁じられている。法律は、労働者がその属する業界又は活動カテゴリー内においてのみ、組合に参加することを認めており、業界又は活動というこの定義は明瞭さに欠けている。基本的な労働組織は最低30人の労働者で構成されていなければならない。また、郡区登録局を通じて、労働・入国管理・人口省(Ministry of Labor, Immigration, and Population)(労働省)の登録官局(Chief Registrar's Office)に登録しなければならない。郡区の労働組織は、関連する基本的な労働組織の少なくとも10パーセントの登録を義務付けており、管区又は州の労働組織は、関連する郡区労働組織の少なくとも10パーセントの登録を義務付けている。このような上位の労働組合にはそれぞれ、同じ業界内の又は同じ活動を行う組織のみが含まれなければならない。同様に、労働連合及び労働連盟もまた、正式に登録するための、すぐ下の層の管区又は州の労働組織の最低比率(それぞれ10パーセント及び20パーセント)を義務付けている。法律は、国内の労働連合及び労働連盟が国際的な労働連合及び労働連盟に加盟することを認めている。

法律は、労働問題に取り組むNGO等の国内NGOに対し、任意登録する旨の規定を設けている。登録を選択した組織は、組織の規約及び設立文書を政府に送付するよう要求される。集会の自由に関する制限は、より広範囲にわたって引き続き課されていた(第2節b項を参照)。

法律は労働組合に対し、労働者を代表する権利、雇用主と団体交渉を行う権利及び調停機関又は調停審判所に労働組合代表を送り込む権利を与えている。労働組合は、法律により、個々の労働争議及び個々の雇用契約において支援することを認められている。法律は、誠実に交渉を行う義務、交渉期間、登録又は団体協約の延長又は実施等の、団体交渉プロセスの管理に関して、詳細な措置を規定していない。政府、企業及び労働者の代表が参加する全国三者対話フォーラム(National Tripartite Dialogue Forum)は2017年を通して四半期に1回会合を開き、2つの技術作業部会は頻繁に会合を開いて、団体交渉及び労働争議の解決に関する改正法の整備における特定の問題について交渉を行った。

法律は、経済特別区における労働争議を、原契約及び既存の法律に従い解決するよう定めている。経済特別区に関する法律に基づき、政府は、各特別区に労働審査官を1名指名し、賃金水準を定め、現地住民と外国人の比率を監視することに責任を負う、特別区三者委員会を設立した。

法律は、労働者の過半数が同意票を投じ、関係する労働連合の許可を取得し、詳細な情報及び3日前の事前通知を雇用主及び関係する調停機関に提示することを条件に、大半の部門でストライキを実施する権利を有する旨を規定している。法律は、必要不可欠なサービスを提供する部門においてストライキやロックアウトを実施することを認めていない。「公益事業サービス」(旅客輸送、貨物輸送、郵便、衛生、情報、通信技術、エネルギー、石油及び金融部門等)においては、遅くとも14日前までに関係する労働組織及び調停機関に事前に通知される場合は、ロックアウトの実施は認められる。公益事業サービスでストライキを実施する場合、一般に他の部門と同じ措置を講じなければならないが、維持すべき最低限のサービス水準を決定するために、ストライキの14日前までに事前通知を行い、労働者側と経営者側の間で交渉を行わなければならない。法律は、労働問題に直接関係のない問題に関するストライキを禁じている。

法律は、企業、郡区、地方及び国レベルで行われる個別及び団体労働争議に対する、調停又は仲裁による解決に関する枠組みを規定しているが、執行のための十分な仕組みを欠いている。和解契約に違反した場合の法に基づく刑罰は軽く、100,000 チャット(75ドル)及び/又は1年未満の禁固刑である。

複数の労働者団体の報告によれば、現行法に基づく登録要件に起因して、労働組織が国レベルで登録できないことが依然として最大の課題だということである。国家レベルでの登録は多国籍企業と労働枠組み契約を締結するための前提条件となっている。さらに、国際労働機関(ILO)、労働活動家及び報道機関は、労働組合を結成した又は労働組合に加入した労働者の多くがその後、雇用主によって解雇された又はその他の形態の報復を受けたことについて、引き続き懸念を表明しており、

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

労働組合の報告によると、労働者がストライキを実行する権利を行使したことで刑事告訴を受けた事例があった。労働組織からも、組合の登録について現地の労働事務所が法律に反して不必要に煩雑な手続き要件を要求したという報告があった。

労働者及び労働者団体は、雇用主に交渉を促す上で労働省は概ね協力的であると報告し続けているが、雇用主が交渉済みの契約を無視するあるいは他の形態の反組合的差別を行っているという共通する報告が複数なされている。

報道機関の報道によれば、組合活動の主催による労働者の解雇、収監及び殴打の申立て件数は、ここ数年に比べて格段に減少したということである。

b. 強制労働の禁止

法律は、あらゆる形態の強制労働を禁じており、他者に強制労働を課す者は刑罰を科される旨を規定している。しかし、政府はこの法律を事実上執行しなかった。

法律は強制労働違反に対して刑罰を規定している。刑罰は、当該強制労働違反が軍、政府又は民間人のいずれによって犯されたかによって様々に異なる。軍の違反者は、軍法又は刑法に基づき訴追される可能性がある。民間の違反者は、行政処分を受けるか、又は刑法に基づき刑事訴訟を提起される可能性がある。刑法に基づく最高刑は禁固12カ月であり、軍法の下では禁固7年である。国際監視団体は、この刑罰が強制労働を抑止する上で十分なものであるとみなしている。

政府は、強制労働の撤廃に向けたILOの行動計画の一部を引き続き実施したが、2015年にこの行動計画が満了したにもかかわらず、これを更新することはなかった。ILOの苦情申し立て機構がない間に臨時苦情申し立て機構が記録した苦情は、軍及び政府の両方によって対応され、2017年より前に開始されたものを含め、2017年中に34件が解決した。ILOは強制労働の苦情を引き続き数多く受理したと報告しているが、苦情の件数は全体的に減少した。ILOは、さらに、政府と軍が成人や児童に強制労働をさせている状況及び違反者に責任を負わせていないことは依然として問題であると述べている(第7節c項を参照)。ILOは2017年8月現在で平均36件の苦情を毎月受理していた。ILOは、報告件数が依然として高い水準にある状況は、ILOと市民社会団体が提供する強固な支援ネットワークの存在と併せて強制労働の違法性に関する意識が向上していること及び、国家司法制度に対する国民の信頼と信任が引き続き低い水準にあるという事実起因していると考えている。政府は、2016年11月にILOとの枠組みを拡大したが、これは2017年12月に満了を迎えた。

紛争地域及び停戦協定に合意した地域を含め、全国で強制労働についての報告が行われており、強制労働が行われる割合は、激しい武力紛争が行われている州の方が高い。強制労働の報告には、強制的な荷物運搬の他に、軍の「自立」方針に関係する活動が含まれている。この自立方針の下、軍の大隊は食糧及び労働力の供給を地元の村民から自己調達する責任を負っている。こうした状況が強制労働その他の虐待を生み出す大きな要因となっている。

ILOは、民間部門において強制労働が行われているという報告を複数受理した。これには、失業の危険に晒されている労働者が報酬の有無を問わず行う過度な時間外労働及び債務労働などがあった。家事労働者もまた、依然として家事奴隷に陥る恐れがあった。

以下のURLで公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書(*Trafficking in Persons Report*)」も参照のこと。www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c. 児童労働の禁止及び雇い入れの最低年齢

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

政府は2016年1月に、店舗、施設及び工場で働くことができる最低年齢を14歳に引き上げ、14歳以上の「青少年の雇用」に対する特別規定を組み込んだ。16歳から18歳の被用者は、「成人に適任の労働」の遂行を許認する証明書を有していなければならない。法律では、18歳未満の被用者を危険な環境で労働させることを禁じている。

児童労働に関するもの等の上記の新しい法令の適用は熟練した検査官によって監視されたが、全般的な人材不足が障害となり、検査官を全国に配置することはできなかった。MSWRRからの検査官は、全国で展開されている25の「児童の権利に関する郡区コミュニティ(Township Community on the Rights of the Child)」プロジェクトにおける児童関連事案を監視した。労働省は子どもの保護及び最低年齢に関する問題についてユニセフと協力し、児童労働に対処するためにILOと連携した。2014年以来、労働大臣を長とし、政府の全部門、民間部門、労働組合及び市民団体の代表で構成される、児童労働作業部会が定期的に会合を開いている。政府は、同作業部会に、「最悪の形態の児童労働の撤廃に関する第182号ILO条約(ILO Convention 182 on the Elimination of the Worst Forms of Child Labor)」を実施するための国家行動計画案を作成する任務を与えた。

労働省は他の省と協力して、児童労働の現状に関するデータ収集を強化した他、児童労働の危険性に対する意識向上及び、子どもが利用できる他の教育環境についての情報提供を意図する、親向けのキャンペーンを立ち上げた。労働省は教育省と連携して、子どもを職場から解放して就学させること及び、学校教育又は職業訓練の追求において元児童兵を支援することを目的とする、2つのプログラムに取り組んだ。労働省は、危険のない環境での就労を求める若年層労働者を訓練するための職業訓練学校を立ち上げた。政府は、モン州、エーヤワディ管区及びヤンゴンの対象地域の子ども3,600人及び1,000世帯に、教育、労働者の安全及び支援サービスの面で直接役立つようにするべく、ILOと連携した活動を行った。

児童兵士を徴募した罪による軍関係者に対する軍法に基づく刑事罰は、免職及び文民刑務所での禁固刑から給与7日間分の罰金まで様々に異なる(第1節g項を参照)。民間人に対しては、法律は子どもの徴募に対し、禁固10年から終身刑の罰則を定めている。法に基づく刑罰及び、他の児童労働法違反に対する同法の執行は、違反を抑止する上で十分とは言えなかった。

児童労働は依然として広く行われており、極めて目立っている。貧困のために両親が、子どもを義務教育の終了前に退学させ、子どもは大きな危険に晒されている。都市では、児童の大半が露店商又はゴミ収集人、レストランやカフェの接客係及び家事労働者として働いている。

子どもがインフォーマル経済で働くことも多く、場合によっては、薬物及び軽犯罪、逮捕の危険、営利目的の性的搾取、HIV/エイズその他の性感染に晒されている(第6節も参照)。

子どもは、喫茶店、農業及び物乞いで強制労働の対象になりやすかった。農村地域の子どもは、時に強制労働という状況の中で日常的に家族農業に従事している。

d. 雇用及び職業に関する差別

労働法令は、人種、肌の色、性別、宗教、ジェンダー、政治的意見、国籍又は市民権、社会的出自、障害、性的指向又は性同一性、年齢、言語、HIV感染の有無又は、その他の伝染性疾病又は社会的地位に基づく雇用差別を特に禁じていない。

伝統的に男性が従事してきた職業(鉱業、林業、大工及び石工)における女性の就業は相変わらず少なく、女性は一定の職業から実質的に締め出されていた。

政府及び民間主体は、イスラム教徒が所有する企業の事業活動を妨害し、イスラム教徒が従業員の

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

募集採用及び維持を行い、適切な労働基準を維持し、公的及び私的契約を確保する能力に悪影響を及ぼすような差別を行っているという報告がなされている。また、雇用において、LGBTIの人々の昇格拒否及び解雇等の、性的指向及び性同一性に基づく差別が行われているという報告もなされている。複数の活動家の報告によると、公言したゲイ及びレズビアンも多くは、雇用機会を制限されており、こうした人々に対する社会全体の支援が全般的に欠けていると述べたということである。

活動家の報告によると、全般的な社会的差別に加えて、HIV/エイズ感染者は官民両部門で、職場での強制HIV試験により陽性結果の後での停職処分及び解雇等の雇用差別を受けている。

e. 受入れ可能な労働条件

公式の1日当たりの最低賃金は、3,600チャット(2.70ドル)だった。この最低賃金は、あらゆる部門及び産業にわたって、1日当たり標準8時間労働を対象としており、従業員数が15人未満の企業の労働者を除き、全ての労働者に適用される。2017年12月、政府は、政府、労働者及び企業の代表者からなる委員会が、60日間の公示期間に従い、最低賃金を33パーセント引き上げることと合意した、と発表した、法律は、最低賃金を2年毎に見直すよう義務付けている。

法律は、被用者が100人以下の企業については、給料日に被用者に支払うことを雇用主に義務付けている。被用者が100人を超える企業の場合は、雇用主は指定された給料日から5日以内に被用者に支払わなければならない。超過勤務は1週間当たり12時間を超えてはならず、午前0時を回っての勤務は禁じられ、超過勤務が1週間当たり16時間を超えるのは特殊な場合に限るとされている。法律はまた、被用者の総労働時間を(超過勤務及び1時間の休憩を含めて)1日当たり11時間以下にすることも定めている。法律は、店舗、商業施設及び公衆娯楽向け施設に適用される。

労使紛争法(Labor Dispute Law)では、労働安全、衛生、福祉及び生産性に対する必須条件を定めているが、労働者が雇用契約を損なうことなく、その健康又は安全を脅かす状況から自発的に撤退できる可能性についての情報は少ない。

労働省の工場労働法監視局(Factories and General Labor Laws Inspection Department)は、民間部門における労働環境を監督している。資源及び能力の双方が不足しているため、執行状況が制限されている。2017年は、労働省の労働法検査官(labor law inspector)及び工場検査官の数が、適切な労働安全及び健康水準、賃金、給与、超過勤務及びその他の問題に適切に対処するのに十分ではなかった。特定の部門においては、例えば、農業畜産灌漑省(Ministry of Agriculture, Livestock and Irrigation)などの他省が労働安全衛生法を規制した。

政府とILOは、多様なステークホルダーによる「ミャンマーにおける基本的な労働の権利と労働慣行の促進イニシアティブ(Initiative to Promote Fundamental Labor Rights and Practices in Myanmar)」の後援の下に、ミャンマーの第3回労働ステークホルダー・フォーラムを2018年1月に開催する計画を発表した。前年までと同様に、このフォーラムは、結社の自由や団体交渉、労使紛争解決法の強化、国内の能力及び機関の強化等の様々な労働の権利及び労働問題を討議するため、公的及び民間部門から200人を超える参加者を集める予定である。

労働関係の法律は、公営企業では概ね執行されたが、民間企業内では法律違反が頻繁に発生していた。労働者は、関連の政府機関及び紛争解決機関に相次いで苦情を申し立てた。労働者団体は、政府による検査は稀にしか実施されず、また、実施の数日前に事前通知を行うことが多いため、工場の所有者は、(一時的である場合が多いが)施設を労働法に従うように変えることができたことと訴えた。検査官の腐敗及び収賄が発生したと伝えられている。

社会保障局は、6部門(政府、国際機関、季節農業及び漁業、建設、非営利団体及び家事労働)を除き、従業員が6人以上の会社の全従業員を対象としている。しかし、實際上、社会保障局は主に登録労

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

働者の大半が勤務する産業区を対象としているため、職場での事故又は災害に巻き込まれる個人の1パーセント未満しか支援していない。社会保障局は病院及び診療所を提供したが、事故又は職場での労働法違反に関して、独立して検証可能な統計を維持してはいなかった。監視団の推測では、他の経済部門に従事する労働者に与えられる支援はさらに些少であり、また、事故や職場での労働法違反に関する統計データも公表されていなかった。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。